

# 予算特別委員会

令和2年3月13日

葛城市議会

# 予 算 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和2年3月13日（金） 午後1時02分 開会  
午後5時47分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	岡 本 吉 司
副委員長	松 林 謙 司
委 員	杉 本 訓 規
〃	梨 本 洪 珪
〃	谷 原 一 安
〃	川 村 優 子
〃	増 田 順 弘
〃	西 井 覚
〃	西 川 弥三郎

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議 長	下 村 正 樹
議 員	奥 本 佳 史
〃	内 野 悦 子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿 古 和 彦
副 市 長	松 山 善 之
教 育 長	杉 澤 茂 二
企画部長	吉 川 正 人
人事課長	板 橋 行 則
企画政策課長	高 垣 倫 浩
総務部長	吉 村 雅 央
総務財政課長	米 田 匡 勝
〃 主幹	中 文 子
生活安全課長	竹 本 淳 逸
税務課長	椿 本 真 司
市民生活部長	前 村 芳 安

市民窓口課長	増 井 朋 子
保険課長	新 澤 明 子
環境課長	庄 田 康 則
クリーンセンター所長	白 澤 真 治
産業観光部長	早 田 幸 介
農林課長	芝 浩 文
商工観光課長	吉 村 和 則
都市整備部長	松 本 秀 樹
都市計画課長	奥 田 雅 彦
建設課長	安 川 博 敏
保健福祉部長	巽 重 人
社会福祉課長	林 本 裕 明
長寿福祉課長兼	
いきいきセンター所長	中 井 智 恵
健康増進課長	東 錦 也
こども未来創造部長	中 井 浩 子
子育て福祉課長	井 上 理 恵
こども・若者サポートセンター所長	川 崎 圭 三
教育部長	森 井 敏 英
教育総務課長	吉 井 忠
学校教育課長	内 蔵 清
体育振興課長	植 田 和 明
新庄文化会館長兼	
當麻文化会館長	竹 内 和 代
上下水道部長	西 口 昌 治
下水道課長	井 邑 陽 一
水道課長	福 森 伸 好

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書記	吉 村 浩 尚
〃	高 松 和 弘
〃	福 原 有 美

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第12号 令和元年度葛城市一般会計補正予算(第4号)の議決について

議第13号 令和元年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議決について

- 議第16号 令和元年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 議第15号 令和元年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 議第14号 令和元年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 議第17号 令和元年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について

開 会 午後1時02分

**岡本委員長** ただいまの出席委員は8名でございます。定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

皆さん、こんにちは。予算委員会におそろいいただきまして本当にありがとうございます。3月議会も3月6日に開会されまして、中日といたしますか、毎日のように連日、委員会が開かれております。本当にお疲れさんであると思います。今回につきましては3月補正でございます。一般会計あるいは4つの特別会計、それから水道の企業会計ということで、6議案の審議をお願いするということでございますので、最後までよろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、委員外議員のご紹介をします。内野議員。奥本議員。

それでは、発言される場合につきましては、必ず挙手をいただき、ご指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いを申し上げます。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

なお、傍聴者につきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話等お持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いをいたします。

ここで、予算特別委員会の開会に当たりまして、事前に進行及び審査方法について確認をしていきたいと思っております。

まず、審査の順序でございますが、お手元に配付の予算特別委員会次第に記載の順番に、1議案ごとに上程し、採決まで行いたいと思っております。

次に、一般会計補正予算の審査方法でございます。今回の補正予算の範囲につきましては、歳出では10款まで、委員会室に入れる理事者側の人数にも限りがありますので、提案内容につきましては、一般会計補正予算の歳出歳入を一括で説明を受けます。そして、質疑につきましては、まず2款から4款までの部分と、その歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。4款までの質疑終了後に理事者側の職員の入れかえを行い、歳出の5款から7款までの部分と、その歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。7款までの質疑終了後に理事者側の職員の入れかえを行い、歳出の8款から10款までの部分と、その歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。そして、10款までの質疑終了後に議員間討議、討論、採決を行います。また特別会計補正予算につきましては、これまでと同様に歳出歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、議員間討議、討論、採決を行います。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、委員会の会議進行につきましては適時休憩をとりながら換気を行い、理事者側の出席職員についても余り人数が多くならないように、順次入れかえを行いながら進めてまいりたいと思っております。委員各位にご協力をお願いいたします。また、マスクの着用につきましては、聞き取れるように発言いただければ認めていきたいと思っておりますので、ご了承願います。

これまでのことにつきまして、何かご質問等ございましたらおっしゃっていただきたいと思  
います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** ないようであれば、そのような形で委員会運営を行うことといたします。

それでは、議案審査に移ります。

初めに、議第12号、令和元年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決について、議題  
といたします。

本案につきまして、提案者の説明を求めます。

吉村総務部長。

**吉村総務部長** 皆さん、こんにちは。総務部の吉村でございます。どうぞよろしくお願  
いいたします。

それでは、ただいま上程いただきました、議第12号、令和元年度葛城市一般会計補正予  
算（第4号）の議決についてでございますが、その内容の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、年度末を見据えた中で執行状況を把握し、追加や減額  
がございます。それと、契約差金による減額並びに国の補正予算に伴い、翌年度以降に予定  
していた事業の前倒し等が主な内容でございます。

まず初めに、補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思  
います。令和元年度葛城市  
一般会計補正予算（第4号）でございます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,778万8,000円を  
追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ155億204万円とするもの  
でございます。また、第2条におきましては継続費の補正を、第3条では繰越明許費の補正  
を、それから第4条では地方債の補正をお願いするもの  
でございます。

それでは、補正予算書の5ページをごらんいただきたいと思  
います。こちらは第2表、  
継続費補正でございます。補正内容  
といたしましては、変更ということ  
になって  
ござ  
います。8款教育費、4項幼稚園費の磐城小学校附属幼稚園改築事業  
でございますが、補正前の事業  
費総額7億9,699万2,000円に9,816万円を追加いたしまして、補正後の総額を8億9,515  
万2,000円とし、令和元年度の年割額を1億4,708万2,000円追加し、3億9,807万円に改め、  
令和2年度の年割額を補正前から4,892万2,000円を減額し、4億1,661万7,000円とする  
もの  
ござ  
います。

次に、6ページをごらんいただきたいと思  
います。こちらは第3表繰越明許費補正  
ござ  
います。

まず、3款民生費、2項児童福祉費の新庄小学校区学童保育所整備事業で4,500万円。そ  
れから5款の農林商工費、1項農業費の市単独土地改良事業で2,460万円。それから団体  
営  
土地改良事業の中の農村地域防災減災事業、玉ヶ池改修工事で4,300万円。同じく  
笛堂井堰改修工事  
で5,800万円。それから浸水想定地域解析業務で1,137万5,000円。それからハザ  
ー  
ドマップ作成業務で3,600万円。それから中戸新池耐震性調査業務で250万円。それから農  
地  
耕作条件改善事業で2,050万円。6款土木費、2項道路橋りょう費の道路新設改良事業  
で1,553万7,000円。それから尺土駅前周辺整備事業で850万円。国鉄坊城線整備事業  
で4,472万

5,000円。社会資本道路改良交付金事業で1億609万9,000円。地域連携推進事業で2,700万円。3項河川費の河川管理事業で3,600万円。それから、4項都市計画費、景観計画策定業務で800万円。吸収源対策公園緑地事業で6,650万円。それから7款消防費、1項消防費の防災マップ整備事業で643万円。8款教育費、2項小学校費のG I G Aスクール構想校内通信ネットワーク整備事業で小学校分として1億3,398万6,000円。3項中学校費のG I G Aスクール構想校内通信ネットワーク整備事業で5,359万5,000円。6項保健体育費の当麻スポーツセンターアリーナ空調設備設置事業で271万7,000円。合計20事業で7億5,006万4,000円といった額を設定するものでございます。

次に、7ページをごらんください。こちらは第4表、地方債補正でございます。補正内容といたしましては、変更ということでございます。団体営土地改良事業で補正前の限度額に640万円を追加し、補正後の限度額を2,090万円とするものでございます。

次に、社会資本整備総合交付金事業で、補正前の限度額から9,160万円を減額し2億2,490万円とするものでございます。

次に、小学校施設整備事業で、補正前の限度額に6,500万円を追加し8,200万円とするものでございます。

次は、中学校施設整備事業で、補正前の限度額に2,600万円を追加し3,300万円とするものでございます。

次に、幼稚園施設整備事業で、補正前の限度額に1億2,180万円を追加し1億3,310万円とするものでございます。

次に、体育施設事業で、補正前の限度額から210万円を減額し2,430万円とするものでございます。

最後でございます。臨時財政対策でございますが、補正前の限度額から1,510万円を減額し4億1,690万円とするものでございます。なお起債の方法、利率、それから償還方法につきましては、補正前と同じということでございます。

次に、事項別明細書の12ページをごらんいただきたいと思っております。

初めに、歳出の事項別明細書として説明をさせていただきたいと思っております。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。補正額は369万8,000円の追加でございます。人件費で嘱託員等の報酬といたしまして407万5,000円の追加、それから人事管理事業におきまして退職手当特別負担金等の追加、それから講師謝礼の減額等合わせまして13万1,000円の追加、それから職員厚生事業におきまして職員定期健康診断委託料で50万8,000円の減額となっております。

次に、4目の財産管理費でございます。補正額は80万円の減額でございます。道路管理事業の建設課分でございますけれども、登記等委託料で80万円の減額ということでございます。

次に、2項徴税費の2目賦課徴収費でございます。補正額は321万2,000円の減額でございます。固定資産税賦課事業の中の委託料といたしまして321万2,000円の減額というものでございます。

次に、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費でございます。補正額は91万1,000円の追加でございます。個人番号カード関連事業におきまして、国の補正予算により交付上限額が増額されたことなどによるものの補正でございます。

次に、13ページでございます。5項選挙費、3目参議院議員選挙費でございます。補正額は減額の580万8,000円となっております。こちらは、もう既に昨年の選挙の執行が確定したということに伴いまして、減額を行うものでございます。

次に4目の知事及び県議会議員選挙費でございます。補正額は減額の312万6,000円ということで、こちらも執行額の確定による減額となっております。

次に、15ページでございます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。補正額は333万3,000円の減額ということで、国民健康保険特別会計繰出金の減額でございます。

次に、2目の国民健康保険医療助成費でございます。補正額は805万1,000円の追加でございます。こちらも国民健康保険への繰出しでございますけれども、医療助成費繰出金の追加というものでございます。

次に、3目の後期高齢者医療保険医療助成費でございます。補正額は46万5,000円の追加でございます。後期高齢者医療保険医療助成費繰出金の追加となっております。

次に、4目障害者福祉費でございます。補正額は4,445万6,000円の追加でございます。20節扶助費といたしまして自立支援給付事業で2,370万円、それから障害児通所給付事業で1,800万円、それから障害者及び介護者各種手当事業で55万6,000円、それから、その他支援事業で220万円の、それぞれ追加となっております。

次に7目いきいきセンター管理運営費でございます。補正額は381万4,000円の減額でございます。いきいきセンター管理事業の中の修繕料、それから委託料、工事請負費の、それぞれ減額となっております。

それから、次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。補正額は133万6,000円の追加でございます。児童福祉総務事業で子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金で平成30年度の精算分ということで追加をするものでございます。

次に、3目保育所費でございます。補正額は617万4,000円の減額ということでございます。市立保育所運営事業におきまして、保育士等の賃金の減額というところと、それから市立保育所管理事業におきましては、工事請負費の減額というものでございます。

次に、4目児童館費でございます。補正額は816万円の減額でございます。児童館・学童保育所運営事業におきましては臨時雇用賃金の減額、それから児童館・学童保育所管理事業におきましては公有財産購入費を200万円減額いたしまして、13節委託料、それから14節使用料及び賃借料に、それぞれ100万円追加するといったものでございます。

次に、7目子ども・若者サポートセンター事業費でございます。補正額は111万4,000円の減額でございます。子ども家庭支援事業におきましては3万6,000円の減額、それから子ども若者育成支援事業におきましては107万8,000円の減額というところでございます。この減額の主な内容といたしましては、臨時雇用賃金の減というところでございます。



次に、3項国民年金事務取扱費、1目国民年金事務取扱費でございます。補正額は88万2,000円の減額で、こちらも国民年金事務取扱事業におきます臨時雇用賃金の減額というものでございます。

次に、4項生活保護費、2目扶助費でございます。補正額は1,150万円の減額でございます。生活保護費支給事業でそれぞれの扶助費の項目による減額ということでございます。

次に、4款に移らせていただきます。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費でございます。補正額は890万円の減額で、予防接種事業の委託料で690万円の減額、それから19節負担金補助及び交付金で200万円の減額というものでございます。

次に、5目の母子保健事業費でございます。補正額は200万円の減額で、13節委託料でございますが、この中身は母子保健事業におけます妊婦健康診査委託料の減額というものでございます。

次に、7目環境衛生費でございますが、補正額は50万円の減額ということで、環境衛生事業におきまして備品購入費の減額というものでございます。

次に、2項清掃費、1目清掃総務費でございます。補正額は70万円の減額でございます。清掃総務管理事業におきまして、緑化植栽等管理委託料の減額となっております。

次に、2目塵芥処理費でございます。補正額は1,700万円の減額でございます。クリーンセンター委託事業の委託料というところで130万円の減額、それから可燃ごみ処理事業で需用費及び委託料、合わせて1,510万円の減額、それから資源ごみ収集事業におきまして、分別処理委託料の減額というものでございます。

次に、3目し尿処理費でございます。補正額は275万7,000円の減額でございます。葛城地区清掃事務組合負担金の減額、それから、し尿収集事業におきまして、し尿汲取業務委託料の減額というものでございます。

次に、5款の農林商工費、1項農業費、3目農業振興費でございます。補正額は756万4,000円の減額で、農業振興事業の19節負担金補助及び交付金で合計679万4,000円、それから農業振興地域整備計画見直し事業におきまして、その委託料として77万円の、それぞれ減額となっております。

次に、7目休養センター管理費でございます。補正額は71万2,000円の減額で、農業者健康管理休養センター管理事業の緑化植栽等管理委託料での減額ということでございます。

次に、10目団体営土地改良事業費でございます。補正額は1,200万円の減額で、団体営土地改良事業の13節委託料でございますけれども、こちらは国の補正予算に伴う追加となっております。ため池浸水想定地域解析委託料で1,250万円の追加、それから15節工事請負費でございますけれども、こちらは執行額の確定によりましての減額ということで、2,450万円の減額となっております。

次に、3項商工費、2目観光費でございます。補正額は638万4,000円の減額でございます。観光施設管理運営事業におきます工事請負費の300万円減額、それから外国人観光客周遊滞在促進事業におきます委託料で180万円の減額、それから景観向上推進事業におきましては委託料及び公有財産購入費で合計158万4,000円の減額となっております。

次に、6款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費でございます。補正額は74万2,000円の減額で、市道管理事業の測量設計等委託料の減額となっております。

次に、2目道路新設改良費でございます。補正額は190万円の減額で、市道新設改良事業の用地購入費及び補償補てん及び賠償金で合計190万円の減額となっております。

次に、3目尺土駅前周辺整備事業でございます。補正額は300万円の減額で、尺土駅前周辺整備事業に伴う工事費の減額で300万円というものでございます。

次に、4目国鉄坊城線整備事業でございます。補正額は383万5,000円の減額でございます。委託料、それから補償補てん及び賠償金の減額となっております。

次に、5目社会資本道路改良交付金事業でございます。補正額は9,542万5,000円の減額でございます。工事請負費の減ということでございます。

次に、6目地域連携推進事業費でございます。補正額は2,700万円の追加で、13節委託料の測量設計等委託料で500万円、それから工事請負費で2,200万円の追加でございます。こちらは国の補正予算による追加というものでございます。

次に、3項河川費、1目河川総務費でございます。補正額は2,600万円の追加でございます。河川管理事業におきます委託料で1,400万円、それから工事請負費で1,200万円の追加でございます。こちらも国の補正予算による追加となっております。

次に、4項都市計画費、2目公共下水道費でございます。補正額につきましては802万4,000円の減額でございます。こちらは下水道事業特別会計の繰出金の減額というものでございます。

次に、3目公園管理費でございます。補正額は1,876万6,000円の減額で、都市公園管理事業におきまして63万9,000円の減額、それから公園施設長寿命化対策支援事業におきまして1,300万円の減額、それから公園管理事業で300万円、それから新町公園管理運営事業におきましては212万7,000円の、それぞれ減額というものでございます。4目吸収源対策公園緑地事業でございますが、補正額は1億1,305万1,000円の減額ということで、吸収源対策公園緑地事業で補助事業費の減少に伴う減額となっております。

次に、7款消防費、1項消防費、4目災害対策費でございます。補正額は103万円の追加でございます。防災マップ整備委託料の追加となっております。

次に、8款教育費、1項教育総務費、2目事務局費でございます。補正額は626万1,000円の減額でございます。教育委員会総務管理事業の委託料、長寿命化計画策定業務委託料で530万円の減額、それから学校教育事務事業といたしまして臨時雇用賃金で96万1,000円の減額となっております。

次に、2項小学校費、1目学校管理費でございます。補正額は1億3,107万3,000円の追加でございます。小学校運営事業におきましては臨時雇用賃金の減額で181万3,000円、それから小学校管理事業では緑化植栽等管理委託料で110万円の減額ではございますけれども、そこに国の補正予算でございますG I G Aスクール構想校内通信ネットワーク整備委託料といたしまして1億3,398万6,000円が追加をされてございます。

次に、3項中学校費、1目学校管理費でございます。こちらも同じく、補正額といたしま

しては5,309万5,000円でございますけども、委託料の中の緑化植栽等管理委託料で50万円の減額と、それから国の補正予算によります追加で、GIGAスクール構想校内通信ネットワーク整備委託料といたしまして5,359万5,000円の追加となっております。

次に、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費でございます。補正額は1億3,789万円の追加でございます。幼稚園運営事業におきましては、臨時雇用賃金の減額で919万2,000円、それから幼稚園管理事業におきましては、測量設計等委託料では263万1,000円の減額、それから工事請負費では1億4,971万3,000円の追加というもので、こちらも国の補正予算による追加の分でございます。

次に、5項社会教育費、6目文化会館費でございます。補正額は458万4,000円の減額でございます。新庄文化会館管理事業におきましては200万円の減額、それから當麻文化会館管理事業では258万4,000円の減額となっております。

次に、8目歴史博物館費でございます。補正額は72万円の減額で、こちらは臨時雇用賃金の減額となっております。

次に、6項保健体育費、2目体育施設費でございます。補正額は246万9,000円の減額となっております。新庄スポーツセンター等運営事業におきましては、プール管理運営委託料で30万1,000円の減額、それから新庄スポーツセンター等管理事業におきましては測量設計委託料の減額で216万8,000円となっております。

次に、10款公債費、1項公債費、2目の利子でございます。補正額は減額の1,200万円となっております。こちらは償還金利子の減額というものでございます。

それから、今回の補正予算につきましては人件費の補正を計上しておりまして、27ページでは特別職、それから28ページでは一般職についての補正予算給与費明細書を添付いたしております。

続いて歳入に移らせていただきたいと思います。事項別明細書の8ページにお戻りいただければと思います。

まず、1款市税、1項市民税、1目個人では補正額が3,600万円の追加で、所得割の追加でございます。

次に、9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税でございます。補正額が2億2,095万7,000円ということで、普通交付税の確定による追加でございます。

次に、13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金でございます。補正額が181万1,000円でございます。国民健康保険基盤安定負担金となっております。

次に、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金でございます。こちらは個人番号カード交付事業費の補助金ということで、こちらも国の補正予算に伴うものということでございます。それから、2目民生費国庫補助金でございます。補正額が287万9,000円の減額でございます。子ども・子育て支援交付金及び児童虐待・DV対策等総合支援事業補助金の減額ということでございます。

続いて、3目衛生費国庫補助金でございます。補正額が50万円の減額で、感染症予防事業費等補助金となっております。

続いて、4目農林商工費国庫補助金でございます。補正額は79万4,000円の減額でございます。訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金の減額となっております。

次に、5目の土木費国庫補助金でございます。補正額は1億423万円の減額となっております。その内訳につきましては国鉄坊城線整備事業補助金で76万8,000円、社会資本道路改良交付金事業補助金で6,221万2,000円の減額、それから橋りょう補修事業補助金で1,375万円の追加、この追加部分につきましては、国の補正予算に伴うものということでございます。それから吸収源対策公園緑地事業補助金では5,600万円の減額、それから公園施設長寿命化対策支援事業補助金では600万円の減額、それから流域対策施設整備事業補助金では700万円の追加というところで、こちらも国の補正予算に伴うものとなっております。

続いて、7目教育費国庫補助金でございます。補正額は1億5,286万3,000円の追加でございます。教育支援体制整備事業補助金で9万4,000円の減額、それから国の補正予算であります公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金で6,523万2,000円の追加、それから中学校分では同じく公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金で2,609万3,000円の追加、それから幼稚園費におきましては学校施設環境改善交付金事業補助金といたしまして6,163万2,000円の追加でございます。こちらも国の補正予算に伴うものとなっております。

次に、3項国庫委託金、2目民生費委託金でございます。補正額は88万2,000円の減額でございます。国民年金事務費委託金の減額となっております。

次に、14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金でございます。国民健康保険基盤安定負担金で422万7,000円の追加、それから後期高齢者医療保険基盤安定負担金で34万9,000円の追加、それから障害者医療費負担金で125万円の減額となっております。

次に、2項県補助金、1目総務費県補助金でございます。補正額は192万5,000円の追加でございます。奈良モデル推進補助金の追加でございます。

続きまして、2目民生費県補助金でございます。補正額は162万円の減額となっております。精神障害者医療費助成事業補助金で110万円の追加、それから子ども・子育て支援交付金で272万円の減額となっております。

次に、3目衛生費県補助金では10万5,000円の減額でございます。地域自殺対策強化交付金でございます。それから4目農林商工費県補助金でございます。補正額は1,045万円の減額となっております。日本型直接支払制度多面的機能支払事業補助金、それから新規就農者確保事業補助金、それから農業経営法人化等支援事業補助金、団体営土地改良事業費補助金、経営体育成交付金、それから経営転換協力交付金のそれぞれ減額となっております。

次に、商工費の補助金では外国人観光客周遊滞在促進事業補助金、それから景観向上推進事業補助金、それから外国人観光客受入環境整備事業補助金等の減額によるものということでございます。

次に、3項県委託金、総務費県委託金でございます。補正額は1,059万8,000円の減額でございます。参議院議員通常選挙、それから参議院議員通常選挙啓発推進事務委託金、それから参議院議員通常選挙開票速報事務委託金、それから知事及び県議会議員選挙費委託金の

減額ということでございます。

次に、15款財産収入、2項財産売払収入、1目物品売払収入でございます。補正額は111万5,000円で、公用車売払代金の追加となっております。

次に、17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では3億4,164万6,000円の減額、それから教育基金繰入金では530万円の減額でございます。

次に、19款諸収入、3項雑入、3目過年度収入では545万2,000円の追加でございます。こちらは国庫及び県補助金の翌年度精算に伴う追加交付となっております。

続いて、4目雑入でございます。補正額は142万5,000円の追加でございます。建物災害共済事故保険金の追加でございます。

続いて、20款市債、1項市債、3目農林商工債でございます。補正額は640万円の追加で、団体営土地改良事業債でございます。それから4目土木債でございます。補正額は9,160万円の減額でございます。それから社会資本道路改良交付金事業債、それから国鉄坊城線整備事業債、吸収源対策公園緑地事業債、公園施設長寿命化対策支援事業債のそれぞれ減額と、あわせて河川管理事業債、それから地域連携推進事業債におきましては、国の補正予算による追加に伴い、地方債も補正をお願いするものでございます。

次に、6目教育債でございます。小学校施設整備事業債で6,500万円、それから中学校施設整備事業債で2,600万円の、それぞれ追加がございます。こちらも国の補正予算に伴う補助裏に対しての起債の追加というものでございます。それから幼稚園施設整備事業債では1億2,180万円の追加となっております。こちらも国の補正予算に伴い前倒しで執行する部分の補助裏に起債が当たるということで、追加をするものでございます。

次に、体育施設債でございますが、新庄スポーツセンター等管理事業債で210万円の減額、それから最後に、臨時財政対策債で1,510万円の減額をお願いするものでございます。

以上、本補正予算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**岡本委員長** ただいま説明をいただきました。本案につきまして、まず2款から4款までの部分の歳出あるいは歳入につきまして質疑を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

質疑はありませんか。

杉本さん。

**杉本委員** よろしくお願いいいたします。16ページの3款民生費の保育士賃金と、賃金が市立保育所で550万円、児童館・学童、次のページ、児童館費のところも800万円、どれだけの人数の方がどういったことになってこの減額になったのか、先に調べてくださいと言ってあったと思うので、お答え願いたいと思います。

**岡本委員長** 井上課長。

**井上子育て福祉課長** 子育て福祉課の井上でございます。よろしくお願いいいたします。

2点、杉本委員からのお問いでございます。保育士賃金と学童保育所の支援員に係る賃金の減額についてでございます。

まず、保育士賃金の減額でございます。補正予算、312万4,000円減額させていただくもの

でございます。こちらにつきましては、今年度の後半部分における予算の執行状況を把握した中で不用額を減額するものでございますが、当初予算のときから組んでいた分の賃金が減額になっているのは、12月からひっくり返して今のところもかかわるところでございますが、12月のときに当初予算との差をお示しさせていただいたんですが、今回につきましては、後半部分で保育所の方で待機が出ている分につきまして、引き続き保育士を確保する努力を続けておったわけですが、結局、保育士が見つからないために、現在、待機の方が出ております。9人出ておまして、そちらに係る保育士の数となっております。通常の時間の部分が3名分、そして延長の時間の部分が2人分、そして土曜日に係る部分が1人分、合計6人分の賃金を減額、後半部分で減額するものでございます。

次に、学童保育所の部分でございます。こちらの方も12月に減額をさせていただき、そちらの方は全体の当初予算からの分で減額させていただいたんでございますが、こちらの方、今回816万円を減額するものでございまして、こちらに係ります分をご説明させていただきますと、まず、12月のときには、当初予算は申し込み人数に対する稼働といいますか、来ていただく生徒さん7割として、そちらに支援員を配置するということでの予算でスタートを切っていたわけですが、12月になりますと補正で落とさせていただいたのは、結局6割分ということになりましたので、約1割分についてカットさせていただきました。そして今回につきましては、年度の後半になりますと学童保育所の方はなかなか、来られるお子さんが減ってまいります。当初から約半分近くに減ってまいりますので、その分を、残りの分、理由としましてはいろいろあるんですけども、塾通いとか1人でお留守番ができるようになったとかいうことで減ってまいりますので、おのずと支援員さんの数も少なくなるということで、賃金の方をその分カットさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

**岡本委員長** 杉本委員。

**杉本委員** ありがとうございます。市立保育所の方は先生が確保できなかったということでしょうけれども、これは毎回毎回言っているんですけども、なかなか集まりにくいというのはしょうがないことやと思うんですけども、次に向けてしっかり努力、これは僕は出てきたら絶対聞くことなので、多分わかっておられると思うんですけども、待機児童も出ちゃっているということなので、できるだけこの予算を考えているぐらいは確保できるように、日々健闘されていると思うんですけど、よろしく願いしておきます。学童の方は想定より来る人が少なかったというだけの話、わかりました。

以上です。よろしく願いしておきます。ありがとうございます。

**岡本委員長** ほかに。

梨本委員。

**梨本委員** 梨本です。よろしく願いいたします。

私、まず、12ページなんですけれども、総務費の賦課徴収費の委託料なんですけれども、ちょっと減額が大きいのでお聞きさせていただきたいと思います。標準宅地鑑定評価業務委託料、当初973万5,000円が194万7,000円の減額と。その下、航空写真画像作成業務委託料も

当初が621万5,000円やったのが126万5,000円減額されているということで、この内容をまず教えていただけますでしょうか。

あともう一つ、今度は16ページの民生費に移らせていただいて、7目のいきいきセンター管理運営費の11節、需用費の修繕料のことなんですけれども、当初187万4,000円予算計上されていて、減額が102万2,000円と、半分以上減額ということになっていきますので、なぜこれだけ減額が出たのかということと、当初どんな予算計上、何を見込んでおられてなったのかということをお教えいただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

**岡本委員長** 椿本課長。

**椿本税務課長** 税務課の椿本でございます。よろしくお願いいたします。

固定資産標準宅地鑑定評価業務委託料の予算の減額について、ご説明申し上げます。当初の予算におきましては973万5,000円を計上させていただいたところでございます。こちらの事業につきましては、10月15日、契約を行いまして、予算の段階の見積もりは1地点5万円で行っていましたが、契約時点での見積もりは4万円となっております。契約時点での合計契約金額は778万8,000円で行ったところでございます。こちらの業務は、令和2年1月1日の固定資産税におきます土地の価格を鑑定するものでございまして、現在執行中でございます。

続きまして、航空写真画像作成業務の予算の減額についてご説明申し上げます。当初の予算におきましては621万5,000円を計上させていただいたところでございます。こちらの業務につきましては、5社によりまして入札の方、行いまして、495万円で契約を行ったところでございます。こちらの業務は、固定資産税の課税のための航空写真を撮影するものでございまして、1月6日に写真撮影を終えておりまして、3月に納品の予定でございます。先ほどの標準宅地鑑定評価業務の事業内容につきましては、鑑定のポイント数でございますが、177ポイントとなっております。

以上でございます。

**岡本委員長** 中井所長。

**中井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長** いきいきセンターの中井でございます。よろしくお願いいたします。

需用費の修繕料の102万2,000円の減額の内容でございます。この中身につきましては、当初、いきいきセンターの方で使用しております空調機の送風機についての修繕料を当初、上げておりました。耐用年数も来ておりましたので、修繕の方が必要だという予定をしておりまして、上げていたものなんですけれども、今年度におきましては無事に稼働しまして、あと追加で、もう耐用年数が過ぎているということで、この送風機につきましての部品等も確保できないということが確定しましたので、一旦こちらの方を減額させてもらったものでございます。よろしくお願いいたします。

**岡本委員長** 梨本委員。

**梨本委員** ありがとうございます。

まず、12ページの委託料に関しましては内容を理解いたしました。もう1点だけ追加でお

聞きしていいですか。前回契約、どれぐらいでされてるのかなという見積もり、これは毎年やる事業ではないと思うんですけども、前回の金額がどんなものやったのかなというところだけ、確認だけさせていただければというふうに思っております。

いきいきセンターの方に関しましては、空調の送風機が潰れていたやつが復活したというか、復活というか修繕しなくても済んだということですよ。それで使用されている方に迷惑がかかっていないのであればよかったなというふうに思うんですけども、理解いたしました。ありがとうございました。

じゃあ、そちらの前回の契約金額だけ教えていただけますでしょうか。

**岡本委員長** 椿本課長。

**椿本税務課長** まず、標準宅地鑑定評価委託料でございますが、これは3年に1度、評価替えに向けてやる事業でございます、この事業は令和3年度の評価替えに向けて行った事業でございます。前は平成28年度に行っておりまして、そのときはポイント数は1ポイント減っております。176ポイント。それと、あと消費税がその時期は8%でありましたので、合計76万3,200円となっております。

もう一つの航空写真画像作成委託料の方につきましては、今、資料を持ち合わせておりませんので、後日報告させていただきます。よろしいでしょうか。

**岡本委員長** よろしいですか。

それでは、ほかに質疑ありませんか。

川村委員。

**川村委員** 前後いたしますけれども、関連ということで、また後の質問は戻りますが、まず、先ほど杉本委員の方から質問がありました学童保育所の保育士、要するに臨時雇用賃金として、支援員だったと思いますが、この支援員の最後の方の答弁でおっしゃいました、学童に来る人が少ないので、その分の支援員の賃金が少なくなると。一昨日、総務建設の人員費の中で支援員のことが、お話がありました。この支援員は単年度でお雇いになって、学童に来る人に合わせて、要するに来ていただくか来ていただかないかということが決まるのかどうかということ1つ、これだけ確認をさせていただきたい。要するに、もう人数が足りているので、支援員の方はもう来ていただかなくてもいいという形になるのかどうかということですね。

それ1つ確認と、それから、戻りまして15ページ、障害者福祉費の中にごございます障害児通所給付事業1,800万円、ここの追加金額についての内容をお願いいたします。

もう1点は、その次のページ、16ページのいきいきセンター管理運営費、これは多分、修繕、またいろいろ工事をしていただいた中での完了であるということの減額だと思うんですが、その成果というか、どういうふうになったかという内容について教えてください。

**岡本委員長** 井上課長。

**井上子育て福祉課長** 子育て福祉課の井上でございます。

まず、川村委員の1点目のご質問にお答えさせていただきます。お問い合わせの中では、単年度雇用であるのか、なおかつ、お子さんの数によってもう、来ていただかなくてもいいよというようなことがあり得るのかというお問い合わせございました。私どもの方では1名の職員を、



正職員を除いて、全ての方がアルバイト職員で学童保育を運営しているところでございます。その中で嘱託、今まででしたら今年度までは嘱託の方、そして日々、臨時雇用の方という2種類の雇用形態がございまして、嘱託の方につきましては1年1年、そしてアルバイトの方は半年更新というような雇用の形態でございました。こちらは来年度からは会計年度任用職員の方に移るわけですが、その中で、今、お問い合わせいただきました部分につきましては、当初、予算は7割で考えて予算計上させていただいて、当初予算はお認めいただいたところ、ところが、絶えず人材確保に努めておるんですけども、支援員で予算を組んでいまして、実際ふたをあけましたら補助員の、教職を持たれていない方ですので補助員から始まるわけですが、そういった賃金の差がございまして、そちらでの余剰部分というか、時給が1,000円の方と900円の方が今年度あったということです。それで年度ですと事業を続けていく中で、最後の方には結果的に利用される人数もどんどん減ってまいりますので、そしてという話でございまして。

以上でございます。

**岡本委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。委員お問い合わせのご質問のお答えとして、まずは支援員・補助員の任用形態の部分については課長がお答えしたとおりかと存じますが、まず学童保育施設の性質といたしまして、登録されてご利用なさる児童の数が、まずは登録者が全員来られるということはまずなくて、利用率をどれぐらいで見込んで当初予算を組むかというのは、実は当初予算のときにいろいろ議論をしております。結果的に、昨年度といたしますか本年度、令和元年度の当初予算は、まずは利用率を70%と見込んで予算の設定をしております。保育所の待機児童と違しまして、学童の場合はあくまでそういったように登録者と実際のご利用のなさりようが違うと。しかも先ほどの答弁で課長が申しあげましたように、さらにその年度の後半になってきますと、保育所は逆にふえるんですけども、学童の方は、だんだんお留守番できるようになったりとかということで、さらに人数が、利用がさらに減ってくる。ですので結果的に、結果から換算いたしますと、まだ3月、特に新型コロナの影響もございまして、また利用率の方はもう一度考えないといけないんですが、補正予算を積算させていただく時点では、利用率50%であと残りの部分は見ようということで計算をいたしまして、その差額の分については今回減額をさせていただいたといった次第でございまして、以上でございます。

**岡本委員長** 林本課長。

**林本社会福祉課長** 社会福祉課の林本でございます。ただいまの障害児通所給付費1,800万円の増額補正の理由について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、障害児通所事業というのは児童福祉法に基づく制度でありまして、サービス利用に手帳要件等を認めず、健診等で発達等におくれが認められた児童に、早期に療育を受けることで、障がいの程度の軽減や日常生活能力の向上を図って自立支援を促すという制度でございまして。現時点で、今、社会全体で障害理解促進ということで、そういった取り組みがされている中で、障がいのあるお子さんをお持ちの保護者の方が、やっぱり障がいを前向きに受

け入れて、さまざまな相談機関、医療機関であるとか保健センターであるとかいったところへ相談をしながら、やはり少しでも早期に療育をしたいというニーズは非常に高まってきております。年々それは増加傾向にございまして、今年度も当初よりも想定を上回ったということで、今回1,800万円の増額の補正をさせていただいた次第でございます。

主なサービスとしましては、放課後等デイサービスということで、小学校から高校生までの障がいのあるお子さんを、通所してデイサービスという形で居場所づくりであるとか療育をする事業、それと、児童発達支援ということで就学前のお子さんの、これも通所して療育をするという事業がありまして、特にその放課後デイが当初、1億1,708万7,000円を見込んでおったのですが、1,600万円の不足が生じておりまして、まず、その分で増額補正をさせていただきます。あと児童発達支援は3,875万3,000円、当初見込んでおったのですが、200万円、やはりどうしても不足が生じておりまして、先ほどの放課後デイとあわせまして1,800万円の増額補正をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

**岡本委員長** 中井所長。

**中井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長** いきいきセンターの中井でございます。よろしくお願いたします。

まず、工事請負費につきましては、9月の補正におきまして、いきいきセンターのお風呂のろ過機を修繕するというで上げさせていただいた分になります。こちらの方につきましては、無事に2月末をもちまして工事が完了いたしまして、保健所等の審査の方も完了させていただきましたので、3月初めから今まで、1つのお風呂だったんですけど、2つとも稼働させていただいて、利用いただくということができております。ありがとうございます。

あとは、委託料もですか。その上の13節の委託料につきましては、耐震診断委託料でございます。これは年度当初の方で上げさせていただいた予算になります。こちらの方も、いきいきセンターの耐震診断を委託させていただきまして、12月に耐震診断等判定委員会の方から、判定については妥当であるということの報告をいただきましたので、耐震診断はありということで結果をいただきましたので、今後もいきいきセンターを長く利用できる施設として、適切な管理と修繕を行ってまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

**岡本委員長** 川村委員。

**川村委員** そうしたら、最初の支援員のことなんですが、要するに全体の予算の7割という当初の予算からの流れで、最後はこういった形に減額になっていくという、要するに支援員が減るとかいう問題ではないと。それがわかりましたので結構でございます。

そして、障害児通所給付事業が増額になっている。これは非常に、早期発見していただいたり、手厚い形の療育をやっているという成果だと思います。ここについては評価をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

それから、いきいきセンター、ゆうあいステーションともども、このいきいきセンターは

非常に高齢者の皆様も楽しみにしていられる施設でございます。この耐震、ちょっと心配しておりましたけれども、診断妥当だということで、お風呂も2つ、きちっと稼働するということになってよかったと思います。その内容とは耐震の診断、この需用費の修繕料のお答えはなかったんですが、その関連でよかったんですかね。今のお風呂の関係でよかったんですかね。また違うんですか。それはまた違うのかどうかだけ、ご説明いただきたいと思います。

**岡本委員長** 中井所長。

**中井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長** いきいきセンターの中井でございます。修繕料の方につきましては、先ほど梨本委員のときにお答えさせていただきました部分になりますので、その分になります。お願いいたします。

**岡本委員長** よろしいか。ほかに。

松林副委員長。

**松林副委員長** 私も、先ほどの川村委員の関連にはなるかと思うんですけれども、16ページの3款民生費、1項社会福祉費で、4目のその他支援事業、社会福祉課、20節扶助費、この部分220万円とあるんですけれども、ここの内訳を教えてください。

**岡本委員長** 林本課長。

**林本社会福祉課長** 社会福祉課の林本です。よろしく申し上げます。

こちらの方のその他支援事業の部分につきましては、精神障害者医療費助成ということで、精神障害者1級、2級の手帳を取得されている方の医療費を負担軽減するための助成制度でございます。もともと平成27年度からスタートしたんですけれども、当時1年目は1級の方、精神障害者手帳は1級から3級までございまして、1級のみの方が対象であったのが、平成28年度から2級まで拡大されまして、その結果、非常に大幅な増加傾向を呈しておったんですけれども、平成30年度、だいぶその制度が浸透してきたということもあって、若干、当初予算よりも15%ほど実績が減額いたしましたので、平成31年度につきましても、それに見合った予算編成を行っておったんですが、さらに今年度は手帳の取得者、やはりこういう制度があるということも含めて、1級、2級の手帳の取得者が、ちょうど令和2年2月1日現在で203人、平成31年2月1日現在、ちょうど1年前で189人ということで、14人ほどふえたということが大きな増加の要因であるというふうに考えております。それ以外にももちろん、医療ということになりますので、当然、その人たちの体調の加減、診療の状況によって、人数だけではなくて、病気の状況によってはこの金額というのは上下するというので、ご了承くださいというふうに思っております。

それで、当初予算額が1,766万8,000円で見込んでおったんですけれども、220万円の増加ということで、補正後が1,986万8,000円ということでお願いしたいと思います。

以上です。

**岡本委員長** 松林副委員長。

**松林副委員長** 障がい者の手帳取得といますのか、該当される方が1級から2級に上がったという、これでふえたということで、14人程度ですか、枠がふえられた方。この手帳で、例えば精神

障がいの部分だけやなしに、ほか、例えば風邪とかいうような部分であっても、ここで扶助されるということなんですかね。

**岡本委員長** 林本課長。

**林本社会福祉課長** ただいまのご質問、風邪とか歯の治療、いわゆる保険の診療の範囲内であれば、助成される制度でございます。

以上です。

**岡本委員長** 松林副委員長。

**松林副委員長** よくわかりました。ありがとうございます。

**岡本委員長** ほかに。

谷原委員。

**谷原委員** よろしく申し上げます。関連になるところでありますけれども、15ページ、16ページにわたっての、先ほどから出ております3款民生費の4目障害者福祉費の中の20節扶助費ですけれども、葛城市は大変手厚い福祉医療制度の仕組みを持っていると思います。ここで補正予算として4,400万円ほど扶助費が計上されているわけですが、これの財源内訳がほとんど一般財源かなというふうに思うんです。ここに、自立支援給付事業、障害児通所給付事業、それから、ほかにもあと2つほど挙げられているわけですが、これらの財源が全て葛城市の一般事業としてやられているのか、それとも国庫の方があるんだけれども、この補正の中での割り振りでこういうふうな会計上の処理でこうなっているのか。そこをお聞かせ願いたいのが1つです。

それから、2番目、また17ページ、先ほどから出ておりました学童保育の臨時雇用賃金のところにかかわってなんですが、これは新型コロナウイルス感染症の問題が起こる前の補正予算ですから、当然、こういう補正が起きてくる。それ以前の補正なので、今、早朝からやられておられますので、ニーズ等の関係も出てくると思いますし、また国の方もいろいろな、我が党もそうですけれども、いろいろな党が国の要請によるものだから、その負担金については国の補助金を地方にという、各党要望もされて、おりてくると。最終的にこれは財政上の問題なんですけれども、最終的には決算の段階でもう、全部帳尻合わせていくということになるので、その内訳についても決算で聞いていくしかないということになるわけですね。今回はもう、最終の年度末補正なので、そういう理解でいいのかどうかということ、これはもう財政上の扱いの問題なので、中身とは関係ないんですが、お願いしたいと思います。

それから、もう1点、最後、3点目ですけれども、12ページの2款総務費、1目一般管理費の中の報酬のところですが、407万5,000円、補正がありますけれども、この補正の内容、嘱託員報酬となっておりますが、この内容について伺います。3点お願いします。

**岡本委員長** 林本課長。

**林本社会福祉課長** 社会福祉課の林本でございます。よろしく申し上げます。

今、谷原委員の方からご質問ありました、4目障害福祉費で今回、4,445万6,000円の増額補正をさせていただいてる次第ですが、全て扶助費ということでもありますけれども、まず1番、15ページの下の方の自立支援給付費、介護給付費以下4つの給付費があるんですけれど

も、この自立支援給付費とその下の障害児通所給付費につきましては、2事業とも国庫2分の1、県費4分の1という財源の充当があります。

それと、あと16ページの上の方の障害者及び介護者各種手当事業の中の重度心身障害者等福祉年金は葛城市の市単の事業になります。全て市の単独の費用ということになります。さらにその下のその他支援事業、先ほども言いました精神障害者医療費扶助というのは、先ほど言いました平成27年度から新しくできた制度でありますけれども、こちらについては県が2分の1の補助ということになります。

ただ、歳入の方で、反映しているのと反映していないのがございまして、基本的に自立支援給付費の方と障害児通所給付費の方は、国庫、県費とも翌年度精算ということになります。増額補正させていただいた分の、それぞれ2分の1、4分の1は翌年度に追加交付ということで上げさせていただいています。あと、ただちょっと複雑なんですけど、自立支援給付の中の障害者医療が、今回は450万円と50万円の更生医療と障害者療養介護で、合計で500万円の減額補正をさせていただいていますが、これはちょっと複雑なんですけれども、県費だけが現年度精算ですので、125万円の減額の歳入の補正予算をさせていただいています。精神障害者医療はもう、現年度精算ということなので、220万円増額補正させていただく部分は今年度の、先ほど歳入の中の110万円の増額補正をさせていただいています。

以上です。

**岡本委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。谷原委員の2点目、学童保育の関係のご質問でございますが、今後の予算対応、何かあるのかということも含めてのご質問かと思いますが、まず現在、今、上程させていただいております部分についての補正予算の審議の場で、なかなか申し上げられることとそれ以外のご質問でございますので、その辺は状況もご理解いただきたいと思います。ただ、政府の方で臨時休業が、まずは要請がなされてから、各学校現場で平日の昼間の学童といいますか児童の対応をどうするかということについては、むしろ各市町村で考えてくれということで、現場先行の中で、後ほどの整理で、どうも国の方も、これは学童保育という形で見るのがいいんじゃないかということが示されてきたりしましたが、現場といたしましては、市町村によりましては学校の対応ということで、教育委員会の対応で動いていらっしゃる等もいろいろありましたが、幸いにして葛城市におきましては、学童保育として整理するんですけども、急なことですので現場の対応については教育委員会、学校側の協力をいただいて学校施設もお借りすると。さらに人的な部分については、学校で支援していただくというところまでは決めておりましたが、教育委員会の方でもその後に、これは文部科学省の方のラインで、それについても学童保育として整理するといったことのできるような運用についても示されているというふうにもお聞きをしておりますので、ここにつきましては、また執行しながら精査をして対応してまいりたいと存じます。できるだけ既定予算の対応の中でできないかとは思っておりますが、これにつきましては何せ、補正予算案を整理をして提案もさせていただいた後にも、国全体の制度が動いている話でございますので、そこにつきましては引き続き、もし年度内に必要な措置があればご相談申し上げます。

があるかもしれませんが、現時点ではそこまでお答えできませんので、このあたりでとどめさせていただきたいと存じます。

以上です。

**岡本委員長** 板橋課長。

**板橋人事課長** 人事課の板橋です。よろしくお願いいたします。谷原委員の3番目のご質問、お答えさせていただきます。

先に労働基準監督署の方に1人申し出されまして、深夜割り増し賃金1名分お支払いさせていただきました。当直嘱託員、合計で12人おりまして、残りの11人もやはり支払うべきではないかという考えのもとに、今回、予算計上させていただいた分でございます。詳細といたしましては、当直嘱託員が宿直を1回するごとに、深夜割り増し賃金としておおよそ1,500円お支払いするという形で、それが過去2カ年分さかのぼりますので、平成29年度、平成30年度分といたしまして、単価1,500円から各人の宿直の回数を計算させていただいて計上したものでございまして、大まかに説明させていただきますと、1人当たり約37万円の11人ということになってございます。

以上です。

**岡本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ご答弁ありがとうございます。最初の質問させていただいた障害者福祉のところですが、会計上の処理で翌年度精算等もあるということで、これだけ見ると全部単費のように思われるけどそうではないということで、ご説明ありがとうございます。またそれ以外にも葛城市独自でやっておられる事業もあるということで、引き続きこうした障害者福祉の面の充実をよろしくお願いいたします。

それから、学童保育の件につきましては、会計上のあり方等わかりました。年度末のことです。いろいろな動きがあるということでしたので、また葛城市においては本当に原課の方においても大変ご努力されているということをお伺いしております。引き続きまだ状況がわからない中ですが、国の状況等、動くと思えますけれども、引き続きよろしくお願いいたします。

それから、最後の3点目のところですが、お聞きしたいんですけども、これは新聞等で報道もされましたから、いわゆる宿直員の方の労働基準法にかかわることにつきまして、改めて2年間分について精算するということがありますけれども、この12人の方がおられたというのは、その時期に働いておられた12人の方というふうに考えていいのでしょうか。と申しますのは、最初に訴えられた方、12人のうちの1人の方が訴えられたんですが、退職されてからのことですよ。それで2年さかのぼってということですが、その間に退職された方も、同じ時期に働いて退職された方もおられるので、その方も含めてということの理解でいいのでしょうか。その点についてお聞きします。

**岡本委員長** 板橋課長。

**板橋人事課長** 人事課の板橋です。先ほどのご質問ですが、おっしゃるとおり平成29年度、平成30年度に実際に勤務されていた方の分の割り増し賃金になりますので、その当時の方に対

して支払うということでございます。

以上です。

**岡本委員長** 増田委員。

**増田委員** まず、谷原委員の関連で、ただいまご質問ございました総務管理費、一般管理費、人件費、嘱託員の報酬。新聞報道でこういうふうなことになったと。そうだったので、議会の方にもご説明をいただいたと。しかし、状況をお聞きしますと、先に、1年ぐらい前からそういう問題に対して、退職された職員さんから異議申し立てがあつて、いろいろなそれによる指導も勧告もされた結果、そういう判定に至つたということなんですけれども、私どもにご報告があつたのはその結果の段階だったんですね、以前にもそのことで、もう少しその状況、非常に問題のある状況になっている段階で、ある一定のご報告もいただいたらよかつたのかなど。結果報告では私ども、新聞が早いのか議員が早いのか、もう同時スタートみたいなご報告いただいたので、今後は早目の、そういう状況になっていることの報告もいただけたらありがたいなということをお願いします。

それから、17ページ、児童館費の児童館・学童保育所管理事業。これは新庄小学校の児童館というふうに認識をしております。ここでお答えできなかつたら、ここではお答えしませんが、言つてもうても結構でございますけれども、まず、学童を、これは土地を購入することやから、新たに建てるということですけど、以前にも若干お聞きしたかと思ひますけれども、改めてこの新庄小学校の学童を新しく建てるに至つて、経緯を教えていただけたらありがたい。別で聞けと言うのやったら別で聞きます。

それから、時間的にもつたいないので、これも一遍に、13委託料、それから14使用料、賃借料、それから公有財産購入費マイナス200万円、この3点、内容説明をお願いします。

**岡本委員長** 吉川部長。

**吉川企画部長** 企画部の吉川でございます。増田委員の報酬に関することでございますけれども、過日、1月31日に開催していただきました全員協議会の中で、詳細にわたつて説明させていただいた中でご指摘がございましたときに答えさせていただきましたように、その辺は今後気をつけていきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

**岡本委員長** 井上課長。

**井上子育て福祉課長** 子育て福祉課の井上でございます。ただいまの増田委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、土地を購入するに、まだ契約の方には及んでおりませんが、そちらの経緯についてでございます。新庄小学校区学童保育所につきましては、現在、専用の施設以外に小学校の図書室1及び2をお借りして、3カ所で学童保育を運営している状況でございます。その中で最近、特に学童の需要もふえておりまして、お子さんの方も増加しているという状況が、特に新庄校区におきましては顕著にあらわれているところでございます。その中で、私どもの課といたしましては、当初から課内で検討を重ねてまいりました。まずは今ある部分でどうにかすることができないだろうかというところも、検討を重ねてきたわけでございます。その中で、そちらの方の部分につきましては、土地の方、今建っている敷地も含めて、その

隣の空き地についても、使用ができないということでございますので、何とかそれ以外のところで考えるというところで、今、土地を考えるに至っておるところでございます。

その中で、まず、今年度の9月には土地の鑑定手数料というところで予算をお認めいただきました。そして12月補正で4,500万円の土地の用地購入費ということをご補正で上げさせていただきました。今回でございます。今回は、測量設計等委託料で100万円、そして土地借上料で100万円、そして、もう一つ、用地購入費マイナス200万円ということで、用地購入費の方からそちらの方を2つに振り分けさせていただいたところでございます。こちらの部分につきましては、現在、交渉中なんです、ご協力をかなりいただけたという感触を持っておる中で、こちらの予算的には今、今年度内での執行が難しゅうございますので、そちらを繰越明許として計上させていただいているところでございます。そういった内容でございます。よろしくお願いいたします。

**岡本委員長** 増田委員。

**増田委員** 吉川部長、改めてご説明ありがとうございます。全協でご説明いただいたということでございますけれども、カメラが回っていませんでしたので、改めて説明いただきました。

それから児童館ですけれども、私が聞いたかったのは、もう少し全体のことを考えているのかなということを説明いただけたらありがたかった。何を言いたいかというと、説明ございましたように2カ所借りて3カ所という説明だったんです。今回は新たに土地を購入していただいて、3カ所をもう、新たなところになるんだと。今後、新庄小学校が、校舎の西側については道路の拡幅という問題も抱えておるので、そこにその時点で校舎が不足することも想定できるので、そういうことも、道路の拡幅、それから5万人は置いて、今後人口がふえる、児童が、生徒がふえることによる小学校の増築スペースも考えて、新たに児童館は、仮設じゃないですけれども、今の施設も借りている施設も全部一新して、隣の対面用地に移動するんだという構想なのかどうなのか。いや、借りているところだけ移動しますと、だから2カ所に分かれますということなのか、その辺のところも含めてお聞きをしたかったんですけれども、お願いします。

**岡本委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。全体のお問い合わせでございますので、私の方から先にお答えをさせていただきます。

まずは、本日は図面を用意いただけておりませんので申しわけないんですが、現状の新庄小学校とその周辺の敷地の中で、まずは増田委員おっしゃっている、もとの新庄給食センターの跡地部分につきましては、道路の拡幅用地と、それからその他の残地という部分がございますので、当然そこを利用できないかということも考えたわけでございますが、従来からレイアウトは変わっておりませんが、給食センターがあって、その東側に給食の配食用のプラットホームがあって、さらに東側に現行の学童保育施設があると。ただ、そちらは定員160名でございますが、それでは手狭なので、学校の側の図書室をお借りをしているというのが現在の状況でございます。小学校の中につきましても、非常に敷地が狭隘でありまして、さらにはこれからの児童数の傾向もございますので、老朽化する部分と、それからこ



れも委員ご指摘の中道・諸線線の先線をどうするかということも考え合わせて、こちらについては教育委員会の方で今、ご検討いただいているところで、先ほど教育長も手を挙げておられましたので、ひょっとしたらそのあたりにお触れいただくかもしれませんが、今そういった状態でございます。

その中で、現行の施設もございますので、できるだけ現行の施設と連携しながら、何とか近隣で一緒にできないのかといたしますか、要は新庄給食センターの跡地の部分を使って何とかできないのかということについても当然、検討したわけでございますが、そのままでは大きさに十分ではないということもあり、近隣の中で、相手方のある話ですけれども、用地の協力を求めることができるところがないかということで、道路を挟んで反対側のところで用地を確保しようということで、現在、計画を進めておるところでございます、本日、この予算委員会用に資料を用意してございませんでしたので申しわけないんですけども、昨日、厚生文教委員会の協議会におきましては、そのあたり、地図も含めて、このあたりなんですということも含めてご説明をしたとおりでございますが、そういった経過をたどっております。

当然、今後の人口の動向でありますとか、小学校側の動向も含めながら、市全体の計画を考え合わせる中で、まずは定員が足りないということと、それから小学校の施設を使ってやっているということの解消を図るためにやっておりますが、最終的には小学校側をどうしていくか、それから中道・諸線線の先線をどういう形で整備していくかも含めて、また総合的に考えていく必要がございます。

現時点では、まずは当面の課題として、学童の定員確保を図るということで、道路の反対側に240名の形の学童をまずは新しくつくろうとは考えておりますが、あわせてそちらに全員が移れるかということにつきましては、現行の学童専用施設も引き続き使いながら、そのあたりについては、使用の方法については検討していきながら、あわせて今後の新庄小学校を中心とした周辺地域のあり方につきましては、教育委員会と連携を図りながら進めてまいりたいと思います。

**岡本委員長** 杉澤教育長。

**杉澤教育長** 教育長、杉澤でございます。今、ほとんど副市長の方からご答弁いただいたんですが、この問題につきましては、こども未来創造部の中井部長と子育ての井上課長の方、何回も教育委員会の方にも足を運んでいただいて、どういう方法があるだろうかという案、その都度その都度相談に来ていただきました。そこで、私たち教育委員会の答えなんですけれども、本来、学童は、教室の空き教室があったら利用できるという状況でございます。私、新庄が長かったので言えるんですが、昔は一番北側の西にあります図工室、もとの図工室のところを学童にしていたけれども、それがもうだんだん人数がふえてきて、今の施設ができた。でも今、できたけれどももう手狭になったのでということで、図書室1、2の方を使っているわけなんですけれども、これでも足りないということで、もっとほかに使うところはないかというご相談もあつたんですけれども、もうどう考えても、あとは理科室とか家庭科室とかそういうところしか、子どもたちが普段授業で使う部屋がないというようなことでし

たので、可能な限りほかのところで見つけてほしいということになりました。

そして、次に見つけてほかの場所で作るといふときに、今、旧の新庄の給食センターの跡地のところにつくるという案も持ってきていただいたんですけども、先ほど話がありました道路、諸線ですか。中道・諸線がもう、私がおった頃から、あれがちゃんと予想どおりできると6教室分カットになるんです、新庄小学校。その分のことを考えると、今の給食センターのところを使ってもらともう、後の考える余地がなくなるというようなことで、それも避けてほしいというような、教育委員会としても無茶な注文をしたんですけども、そうした場合に、今のところで建替えをするかとか、ほかは探せないかということで盛んにさまざま当たっていただいて、先ほどからのご提案の場所に今、進行中ということになっております。以上が教育委員会としてのご回答とお考えください。

**岡本委員長** 増田委員。

**増田委員** ありがとうございます。今、教育長がおっしゃられた言葉と私が希望することと、ほぼ同じでございます。そういうことも考えた上で用地もご検討いただいたということは、非常に賢明な判断やったというふうに、ありがたいなというふうに思っています。ただ、240名分を今度、収容できる施設やと。暫定事業なんですかということなんですわ。将来的なことを、例えば敷地を余らせといて全体、移動できるように、将来を見据えてとりあえず1棟目をつくるんだと。将来的に2棟目をつくって全部移行するんだというふうな考えもありかなと思うんです。2カ所所帯を私はよしとしない、よくないのと違うかなと。やっぱり1カ所であるべきかなと思うんです。学校の近くやというのはわからんでもないですけども、学童が2カ所に分散されて、先ほど教育長が言われているように、将来、学校の建て増し等も、用地として確保しなければならぬという部分は、今の学童の部分にも係ってくる部分かなというふうに思うので、当初からこの場所に将来的に240じゃないよと。350ですよと、350といたら仮定ですけども、全て入る施設やけれども、今回はとりあえずお借りしている分の移動分だけの施設を一時としてつくりますということでもいいんですかね。もうあかんのかな。その答えだけお願いします。

**岡本委員長** 副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。ご心配ありがとうございます。ただし、なかなか将来について必ずこうしますというご回答は、現在ではできないと思います。今のところ現行の施設も新しゅうございますので、そこは小学校の今後の運営あるいは改築の方向性とあわせて、使いながら検討はしていく必要があると思います。ただ、できましたら支援員の配置等も含めますと、集約できる間は集約しながらやるべきだと存じますので、新しい施設の建て方等につきましても、委員のご意見も参考にさせていただきたいと存じますが、申しわけありませんが、将来のことについて今、この段階で断言するのは難しきろうと思いますので、ご理解賜りたいと存じます。

**岡本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** この関連で質問させていただきますけれども、昨日、厚生文教常任委員会で西井委員長のもとの、この件について報告を協議会でしていただいたとき、航空写真をつけていただきま

した。これについては非常に重要な問題で、増田委員がおっしゃったことも、その場で意見としていろいろ出ておりました。将来の建替えを含めて、もうちょっとキャパ、余裕を持って1カ所にしたら、そこが余裕ができるじゃないかというふうなこともあったりしたんですが、地図を見たらはっきりわかるので、皆さん、そういう声がわっと出たんですが、そこに参加していない方もおられるので、ぜひ、それ以外の、厚生文教常任委員会以外の予算委員会の方にもぜひ披露してもらえるのかどうか、そこだけお聞きして、先ほども答弁もありましたので、これについてはもう配付されてますか。全協報告でですか。わかりました。全協報告ということだったら、しかし、予算委員会で予算を決めるわけですよ。測量設計というふうになっていますので、測量設計となっていて、そのときに、設計するときということの増田委員の意見だろうと思うし、できたら、全協まででもよかったらお願いできたらと思うんですけど。

**岡本委員長** 松山副市長。

**松山副市長** ご質問ありがとうございます。私も、きのう、厚生文教の協議会ではそのあたりのご説明をしたんだということも、この予算委員会の本体で触れておりますので、なかなか申し上げにくいところがあるんですが、そもそも、正式な予算委員会の場で資料としてお配りをしていないのは、予定として、相手がある話で進んでいるから。一方では、議会に対してもさまざま、いろいろな観点で、先ほど別の件で増田委員からもご意見いただきましたように、ある程度早いタイミングで情報を共有しながら、一方ではご意見も賜りたいからと。そのあたりの兼ね合いがございまして、きのうは厚生文教の常任委員会の協議会の場でお配りをし、引き続き議会の方からご意見を賜って、今度、全員協議会で資料についてはお配りをすることにしておりますので、このあたりの事情をご理解賜ればと存じます。委員のご意見はごもっともなご意見として承りたいと存じます。

以上でございます。

**松林副委員長** 正副委員長、職務を交代いたします。

(正副委員長交代)

**松林副委員長** 岡本委員長。

**岡本委員長** それでは、まず、12ページの一般会計の人事管理事業の退職手当特別負担金、この部分について、いつも聞いていますけれども、定年退職、自己都合、それを分けて人数を教えてください。

その次に、17ページ、この児童館費でいろいろ議論になっているわけやけれども、杉澤教育長の方から、今、道路がついたら教室6つ潰れまんねんという話があったけど、失礼な言い方するけど、その部分は既に対応して建てておりますので、減っても、実際、減りませんので、それだけもう一遍言うときますわ。教室が6教室潰れる分は、既に南側には建ててある。道路計画があるときに。そやから、今、言われているように、私がいつも言っているように、早いこと中道を広げんと、教室早う潰さんかいという話をしているけど、教育委員会は学校が足らんと。そやからちょっと待ってくれという話をしてはるけれども、今、関係ないと言うたらあかんけれども、そういうことの話がありましたので、その分の、潰れる分の

教室は既に確保していますよということを私は言いたいから言うてるわけです。それだけ、よう考えといてほしいと思います。

それと、本論に入るこの児童館の関係やけれども、12月に補正をされたと。児童館費、今、いろいろ議論されているわけやけれども、まず、12月に用地の補正をされたと。そのときにも言うたけれども、今現在、交渉中やと。3月補正になって繰越ししまんねやという予算になっている。当初はどんな意味で組んだのかと。年度内に買収するという形で組んだのか、繰越しありきで予算計上したんか、部長の方から答弁願いたいと思う。

もう1点、19ページの塵芥処理費、この中のいわゆるクリーンセンターのごみの搬出量。直営ごみ、持ち込みごみ、幾らあるんか、それに対して残灰幾らということをお教えしてもらいたいというふうに思います。

それと、クリーンセンターの委託事業の委託料の中で、精密機能検査業務委託料、民間委託契約支援業務委託料、減額をされているわけやけれども、この3月末で全部完了するんかどうかということも、あわせてお聞きをしたいと思います。

**松林副委員長** 杉澤教育長。

**杉澤教育長** 教育長の杉澤でございます。

岡本委員の方から今、新庄小学校の南館の建築のときの目的についてお話をいただいたんですけども、私、新庄小学校が長いんですけど、ちょうど私のいないときにあれができました。それで、教育委員会の中でどういう目的であれを建てたということは、私、引き継いでおりません。ただし、当時の学級数と現在の学級数を数えると、むちゃくちゃふえているんです。というのは、普通学級に関しては1、2クラスの増減になるんですけども、特別支援学級の方が、今、新庄小学校10クラスございます。これをクラス編成するときには、普通、1教室分が要るんですね。もう1教室分では足りないということで、2つに割って認めてもらっている。今年は3つに割らないとできないんです。という状況でございますので、今、委員ご指摘の南館を建てていただいた当時だったら、今の3階部分とかを使って、それを計算して当然、建てていただいたんだろうとは思いますが、現在は本当に普通教室を、特別支援学級を存続させるだけでももう、これ以上ふえたらどうしようかというような状況でございますので、私、先ほど述べさせていただいたように、6教室をカットされるともう、学校として成り立たないというような状況でございますので、そこには増築というよりも、その分必ず建ててもらわなあかん場所が要るので、それは必ず置いといてほしいということをお話を進めていったというのが現状でございます。

以上でございます。

**松林副委員長** 板橋課長。

**板橋人事課長** 先ほどの委員長のご質問にお答えさせていただきます。

12ページの総務管理費の一般管理費の中の19節負担金補助及び交付金の中の退職手当特別負担金に関連してのことだと思っておりますけれども、まず定年退職、60歳到達の退職者が5名、それ以外に自己都合による退職者が4名いらっしゃいます。今回のこの補正につきましては、定年退職者の分ということではなくて、普通退職者が出たことによりまして、補正させてい

ただくということになります。

以上です。

**松林副委員長** 中井部長。

**中井こども未来創造部長** こども未来創造部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、学童保育所の用地購入費でございますが、確かに12月に補正させていただきました。その際は、年度内にぜひ契約を成立させてということで補正予算を組ませていただきましたが、結果的には今現在、まだ用地交渉の最中でございます。結果的に繰越しさせていただくということになりましたことについては、おわびしたいと思いますが、現在は個別の交渉内容にかかわることなので、交渉の内容についてはお答えできませんが、いましばらく手続に時間も要することですが、交渉の方は今、進展しておりますので、お伝えしたいと思います。

**松林副委員長** 白澤所長。

**白澤クリーンセンター所長** クリーンセンターの白澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ごみの搬入量についてでございますが、平成30年度、約1万83トンとなっております。これは月平均にいたしますと840トンでございます。令和元年度におきましては、2月末現在でございますが約7,900トン、月平均にして879トン、約39トンですか、月平均でふえております。それから、焼却灰の排出量でございますが、平成30年度におきましては1,482トン、それから今年度につきましても、月に平均しますと約120トンということで、ほとんど差はございません。

それからもう一つ、精密機能検査業務委託並びに民間委託契約支援業務委託についてでございますが、民間委託契約支援業務につきましては、2月末をもって契約の方を完了しております。それから精密機能検査業務につきましては今現在、執行中でございます。3月19日だったと思うんですが、それで完了予定となっております。

以上でございます。

**松林副委員長** 岡本委員長。

**岡本委員長** それぞれ答弁いただきました。今、板橋課長の方から、定年退職5人は当初予定どおりだと。自己都合4人、1人ふえた。幼稚園はないねんな。一般会計の中で幼稚園の人の退職とかないねんな。そこで1つ聞きたいのは、ここで聞きたいのは、自己都合が1人ふえた。自己退職。自己都合で退職する人、今、4人やろ。当初3人であって、今1人分ふえたわけやろ、この補正の中で。じゃ、その1人ふえた中で名前まで出されへんやんか、誰とか。しかし、わし、聞くのには、ここへ入社されて、非常に新しい職員が退職するというようなことも、ちらっと聞いた。私はいつも言うふしに、全て人事課でそれを管理せえというのやなしに、どこの課かは別として、例えば僕の課であつたら、職員に対して事情をしっかりと聞いて、なぜ自己都合でやめていかんなんところになるのかと。そこまでもっと職員と担当課とか話し合いするとか、何らかの処置ができへんのかなと。ということは、僕はその中身がわからんので。ただ、岡本さん、えらいことになってあるでと。こうしてやめていかはりますでというようなことしか我々には聞こえてこない。そやから私、いつも同じことを言うん

ですよ。わしもおったときもやめていく人間もおった。だいぶとめましたよ。それをなぜとめられへんかったんかなということの説明願いたいというふうに思います。

それと、次の児童館費、今、中井部長の方から年度末までに……。

わしのところやったら聞く気ないのかい。

(「答弁の打ち合わせをしていますねん」の声あり)

**岡本委員長** 勝手にしゃべっとけということか、ほんなら。人の話聞いてから打ち合わせしたらええの違うんかいな。人をばかにしているのかい。聞かんでも答弁できるのか、それやったら。

**松林副委員長** 質問されて、打ち合わせは後でしていただくように。まずはお話を聞いていただいて、よろしく頼みます。

**岡本委員長** わしの聞きたいのは、先ほど部長から、努力はしましたと。努力はしてんけどもできへんでしてんと。それが繰越し理由になるのか。いつも言われている、法的にはできまんねん。繰越しは法的にいけまんねん。そんなことばかり言うとするさかい、職員、性根が入らんと私は思っている。ほんまに仕事をしようと思ったら、真剣にかかって当たり前や。わしやったらこんな予算組みませんよ。何のために公社あるねん。公社と言ったらまた副市長、笑ってまんがな。要らんのやったら公社解散したらええのや。あんたに言われる筋合いのない、使っているのやさかいに。そうです。どういうことやねん、それ。予算の組み方正しいんかと聞いてるねんや。そら法的にいけるがな、繰越しは。そんなことばかりして、今でも7億9,000万円繰越ししてあるやないかい。法的に行けまんねん。どないして職員に性根入るねん。こんなんほっといてまた繰越ししたらええねや。真剣に言うたって笑ってるやないか、何を言ってんねん、法的に行けんねんというような考え方やろ。

**松林副委員長** 質問の趣旨をちゃんと。

**岡本委員長** そやから、もう一遍、そんな、今言うた、努力したけれどもできへんじゃなしに、正式な繰越しの内容を教えてもらいたい。クリーンセンターにつきましては、量がわかりましたので。

**松林副委員長** 副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。岡本委員長のご質問にご答弁を申し上げたいと思います。

まず1点目、自己都合の話でございます。人事課といたしましても、あるいは職員によっては私が直接面接もして、それぞれ自己都合の内容も聞いた上で、話し合いもして、やむを得ないなと思ってございますが、委員長がおっしゃる中に、どうもお話の印象からしますと、市役所の職場環境が悪いからやめているんじゃないかといったような形に、委員長のご質問であれば、そのご発言はそういった印象で受けとめられてしまうと思いますが、そもそも、市役所の中のどういった筋からどういふふうにごそのようなお話をお聞きになって、その上で委員長がそのようなことを確信を持って申しておられるのか、私は非常に疑問に思うわけでございますが、市役所といたしましては、そのあたりはしっかりと当人も確認もいたしながら対処はしております。あくまで自己都合でございますが、そこについては個別の事情がございますので、こういった公の場でその内容をご披露させていただくわけにはまいりませんので、その辺につきましてはご理解を賜りたいと存じます。

それから、2点目の繰越しの話でございます。こちらにつきましては、これは用地交渉でございます。委員長もかつては市の職員として数多くの用地交渉に当たってまいられたので、十分に内容はおわかりかと存じますが、かく言う私も何件かわからないぐらい用地の、家屋の立ち退き交渉をしてまいった身でございますので、ここは内容をご理解いただけると思うんですが、これは当初、所要額について12月に予算計上をして、その中で当然、やるつもりでございました。相手がある話で現在進行形で進んでおりますし、場合によったら内容もインターネット中継もご本人もごらんになっているかもしれません。話は決して途中で中断をしているとか交渉が難航しているということではございませんが、一部方向性の中で、いろいろなご本人の土地の利用に関するいろいろなお考えの中で、全筆を買収するのではなくて一部は残しておきたいと、あるいは借地ではどうかと、いろいろなことをやっている中で、一部は買収はしないだけけれども工事用地としてお借りしようということ、それであれば分筆が必要になるといったことも含めて、事務手続に時間を要しておると。したがって、先ほどの部長の答弁の中で、個別の案件ですので交渉の経過はご説明はできませんが、事務手続に時間を要しております、話自体は進展をしておりますと、ちゃんとお答えをしたはずでございます。これに対して、繰越明許費という制度があるから何でもかんでも繰越ししたらいいという、そんなことは私は一度も申し上げておりません。繰越しにつきましては個別の理由があつたすものでございます。予算の計上を当初に、これは12月の補正でお願いしたときには、当然、年度内にやるつもりでやっておりましたが、こういった事情があつて、繰越す場合には、しかも交渉は話は途切れずに継続をしている。それにつきまして、一旦不用で落として来年度に新たに予算計上するのが適切なのか、ここは予算の制度として繰越明許費という制度を使って、繰越しも視野に入れながら交渉を進めていくのが適切なのか、これにつきましては、説明できることにつきましてはきちとこちらの方も説明をさせていただきますので、その上で予算委員会の方でご審議を賜ればと存じます。

それから、理事者の方も誠心誠意、それぞれの仕事に取り組んでおります。成果につきましては、なかなか当初思ったとおり成果が上げられないものもあるかもしれませんが、それにつきましても誠心誠意やっておるわけでございます。それにつきまして、先ほどから、委員長がご発言をなさっておるような乱暴な言い方で理事者を叱責するというふうなことににつきましては、非常に遺憾に存じます。

以上でございます。

**松林副委員長** 岡本委員長。

**岡本委員長** まず、自己都合の、何もしているとかしていないとか、そんなことを私、言うてんのやなしに、そういう職員がおつたら、もっと担当課の家族ぐるみではないけど、いろいろな事情を聞いたってとめる方法ないんですかと聞いているだけであつて、今言うているように、私がどうのこうの、何を聞いているのかどうのこうのって、それはちょっと趣旨が違ふと私は思います。この席ですのでね。中身のことを私は聞かしてくれと言うとるわけでも何でもない。だからそういう努力をしたってほしいということを私は言うてるだけ。

それと、言われたこの繰越しの話、一生懸命やっせんねん。そらそうですやろ。ところが、

私の言いたいのは、12月に補正するということがそこそこ決まっているから、補正してでも年度内にするねんと、それやったらわかりまんがな。わざわざ12月に補正を出して、三月するかしやんかでもう繰越ししまんねんと言うことは正しいんかということ言ってるし、副市長の話では、用地というのはいわゆる単年度会計やから、その年に買収しまんねんという話もされた、ほかの場所で。それはそれが基本やろ。ところがこんな用地交渉とか、いろいろな交渉の中でそんなうまいこといけるはずがない。例えば建物補償、行ったときに、予算計上した、交渉に入りました、3月末までにこぼてるか。こぼたれへん。そんなときこそ繰越しにせなしゃあない。それは基本的なことや。さっきの開発公社はやめたらよろしいねんというような話、しやったらけれども、そんなことと違うやろ。予算を立てるんなら、どうしても予算計上するなら、先にでも交渉や手当てをして、きちとした段階で一般会計に予算計上するのが道と違うかということを知っているから、それは副市長は財政の大ベテランやから、いろいろなことを知ってはると思いますよ。しかし、こういうふうなやり方をしていたら職員を侮辱したとかという話をしてはるけれども、そういうことやなしに、繰越し繰越し、ずっと繰越しやん。特に事業課なんかやったら単年度で終わる事業がないぐらい。本当にそれが葛城市の行政の中の仕事として正しいやり方かどうかということ私、再三言ってるわけや。言うてる尻からこないしてぼんと繰越しされたら、ああ、そうですか、法的にいけるさかいにね、そんなわけにいきまへんがな。そやからわしはずっと嫌われてまんねん。嫌われることばかり言うてるさかい。これになったことはしゃあないけれども、今後、こういうことのないようにだけお願いをしておきます。

もう1点、杉澤教育長の話がありました。幸いなことに、中道・諸楯線が、なかなか事業、誰も手をつけないということやから助かった。当初に手をつけていたら、今、教育長おっしゃるようなことは到底無理やと思います。そういう意味で言うてるさかいに、けれど、できるだけこの道も早いことつけていかんと、もう20年から計画してたつとるわけやから、できるだけ早う完成させないかんとというふうには思っています。それは教育長、関係なしに、土木の方の話になりますのでね。答弁できるなら答弁してくれたら、2回目や。

**松林副委員長** 副市長。

**松山副市長** 土地開発公社の理事長もしておりますが、実際、土地開発公社を使って買収をさせていただいた件もございますが、これは種々いろいろな案件におきまして、議会の方からも、議会をきちっと尊重して一緒に状況を情報共有しながらやっていこうということについては、再三ご意見もいただいておりますし、私たちもそう思っております。今回の案件につきましては、関連の予算でありますとかその方向性を、関連の一般会計予算で既に議会でお認めいただいたものではございませんので、まさに用地の案を出してくるということも含めて、これは学校の敷地外に用地を確保して実施するというのを、12月の補正の予算を提出させていただいてご審議いただくことによって、議会にこの事業へのスタートをお認めいただいたわけございまして、こういったケースでは、こういった議会とのやりとりをなしに、公社でいきなり先行取得してしまうということは、理事者側が議会の承認を得ずに勝手に先行してやってしまったということになるかと存じますので、今回につきましては、こういった



形で議会でご審議をいただいで進めるのが相当であろうという判断を、理事者側がいたしたというわけでございます。実際、土地開発公社自体もまだ存続もしておりますし、こちらにつきましては存続している以上、公社の機動性でありますとか優位性の発揮できるものについては、こちらについてもその活用を検討しながら、全体としては公共事業の進捗のために邁進してまいりたいと存じます。

それから、この個別の案件につきましては申し上げたとおりであります。全体といたしましては、特に建設課、都市整備部関係、それから農林課につきましても、今回も多数の繰越しについて予算を提案しているところでございます。これにつきましては引き続き、委員長からいただきましたお言葉も含めて、職員一堂肝に銘じて、しっかりと予算執行に励んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

**松林副委員長 岡本委員長。**

**岡本委員長** いろいろと反論するんやないですけども、何も議会に話しするのは予算計上するためにするのやなしに、開発公社で買うときでも、先に事業の計画みたいな説明するのは当たり前の話や。議会に先、説明した中で、便宜上こうするねん。早よ進める気があるのやったら、そないしたらええわけやねん。今の答弁を聞いていたら、進める気がないような答弁しかないから、何ぼ言うてもしやあないから。そやから、今言われたように繰越しも、やっぱりその中でこんだけ言うてるのやから、一遍内部でも、どないしたら繰越しせんと単年度で完了できるんかという検討もしてもらっていると思いますけれども、再度、本当に繰越しせんでもできる方法、どうしたらええんかということも検討願いたい。特にそれだけお願いしておきます。

**松林副委員長 正副委員長、所定に復します。**

(正副委員長交代)

**岡本委員長** ほかにもう質疑ありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 19ページ、4款衛生費、2塵芥処理費の中の13節委託料についてお伺いいたします。先ほども質問がありましたけれども、焼却残灰等運搬処理委託料及び焼却残灰等埋立処分委託料となっております。委託料ということですから、これは民間事業者に委託しているものと思いますが、この契約においては、このように補正が出るということは、いわゆる焼却灰トン当たりとかダンプ1杯当たりとかいう契約になっているのでしょうか。そのことをひとつお聞きします。

それから、同じく資源ごみ収集事業の資源ごみ分別処理委託料ですけども、資源ごみについては、クリーンセンターリサイクル施設の中で行っております資源ごみの分別処理がありますが、これはもう契約で、もう3年間契約で決まっておりますから、そのまま支払っているものと思われまので、資源ごみ分別処理というのが、決算書を見ても予算書を見ても、2つ、3つ出てきまして、どれがどうかは私、よくわかりませんので、資源ごみというのは幾つかあります。瓶、缶、ペットボトル、それから大型ごみ等も入っていると思います。大

型不燃ごみ、それから今やったら容器プラスチック、どの部分の分別処理委託料になっているのかということをお聞きします。

岡本委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤でございます。

先ほどの残灰の運搬の委託料の件でございますが、これは、とりあえず予算上は設計といたしまして金額を出しております。そちらの方で入札ということになるんですけども、最低価格を設けておまして、これは4社、5社でしたか、入札をさせていただいてるんですけども、結果的に最低価格での落札ということになっております。それが現状でございます。当然、金額の方もかなりの減額という形で今回、減額をお願いをさせていただいてるところでございます。

それから、こちらの資源ごみ分別処理委託料でございますが、これは蛍光灯、乾電池の処理委託でございます。当初収集量よりも、かなりこちらの方も減りましたので、今回、減額をお願いしているところでございます。

以上でございます。

岡本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。最初の焼却灰の方は、要は予算で契約見積りで予算を上げたけれども、入札の結果、これだけの減額補正になったという理解でよろしいでしょうか。わかりました。

それから、もう一つ、資源ごみの方については、蛍光灯、乾電池等の処理ということにかかわる委託料ということですから、そうすると、こちらの方は量によって金額が変わるような契約をされていたという理解でよろしいでしょうか。わかりました。

私は、資源ごみ収集運搬処理、燃えるごみもそうです。それから資源ごみ等についても同じなんですけど、やっぱり市民の方、大変努力されているんですよ。分別もそうだし正確な日に出すというのもそうだし、違うふうに出されて置いておられるものを掃除したり、本当に協力していただいて減量にも努力されているんですけど、今お聞きしますと、量が減れば予算もこうやって減額補正されるという契約もあれば、言ってみれば通年同じというのものもあるんだらうと思うんですね。こちら辺の仕分けというのはどういうふうになっているのか、お聞かせ願えますでしょうか。

岡本委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤でございます。

今の蛍光灯、乾電池の処理委託につきましては、直営でごみの方、収集させていただいております、その分の処理という形での委託料になっておりますので、当然その処理分の委託料ということになりますので、量が減れば委託料も減るということになっております。

以上でございます。

岡本委員長 谷原委員。

谷原委員 わかりました。運搬の場合はもう定期的に、曜日も決まっているし場所も決まっているから、運搬は当然、経常的に経費がかかりますよね。ですから、これについては量が減るとか

いうことはないですね。それはうるう年の年1日違うぐらいの程度やと思うんですけども、あるいは曜日で多少違うかもわからないですけど、でも処理については、言ってみれば量があるわけやから、処理量が減るということでやっておられると。よくわかりました。ありがとうございます。

**岡本委員長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** ないようですので、4款までの質疑を終結いたしたいと思います。

ここで、職員の入替えを行いますので、暫時休憩をいたします。

休 憩 午後3時18分

再 開 午後3時30分

**岡本委員長** 休憩前に引き続きまして、会議を開きたいと思います。

次に、歳出の5款から7款までの部分と、その歳出に関連する歳入の部分について。

ほな、先、総務部長。

**吉村総務部長** 総務部の吉村でございます。

先ほど2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費のところ、梨本委員からの質問にお答えしておりません部分につきまして、報告をさせていただきます。航空写真の画像作成業務委託料でございますけれども、前回、3年前の金額は幾らかというお問い合わせでございました。先ほど調べますと415万4,760円という額でございました。

以上でございます。

**岡本委員長** それでは、質疑に入りますので、質疑はありますか。

梨本委員。

**梨本委員** 5款から7款ですね。では、24ページ、7款消防費、4目災害対策費の13節委託料で、防災マップ整備委託料、入っていると思うんです。当初540万円が計上されていて、この段階で103万円の計上ということなんですけれども、その内容をまずお聞かせいただけますでしょうか。

**岡本委員長** 竹本課長。

**竹本生活安全課長** 生活安全課の竹本です。ただいまの梨本委員のご質問にお答えさせていただきます。

防災マップの増額の内容でございますが、今年度、先ほど委員もおっしゃるように、540万円で地域防災マップの印刷業務の作成し直し等業務委託で計画しておりましたが、その後、執行するための業務委託契約の入札を繰り返ささせていただいたんですけど、最終的に3度の入札後、契約が整わずに不調に終わりました。今回、繰越しということになりましたが、それに合わせさせていただくタイミングで、本来マップを作成後に、今回、見直し作業を進める中でも改めてご意見をいただく中で、指定避難所であります市内14カ所の体育館等の場所の看板の内容であったり誘導の看板であったりとか、不十分な部分等を改めてマップの作成後には、引き続き看板の整備等をやる予定でございました。それをあわせて繰越しということなので、来年度当初でなしに今回の繰越しとあわせて、その作業をスムーズに、マップ作成

のおくれも生じているところで、そういうことをあわせてこのたび、させていただくので、その看板設置に基づく設置箇所であったり、その内容等の調査をあわせて、今回の業務委託で作成業務と一緒にさせていただく内容としての業務委託内容となっております。

以上でございます。

**岡本委員長** 梨本委員。

**梨本委員** 私もちよっと調べたら、2回不調になってるんですかね。多分、12月23日と1月30日に多分、入札が中止になっているというふうに、私の調べる限りでは見たんですけども、本当に当初からの予算の計上で、先ほどもちよっと繰越しの問題、議論されましたけれども、これに関しては本当に繰越しでいいのかというふうに私、感じるんです。入札が成立しなかったというところで、次回、案内版設置も含めて繰越すということなんですけれども、その辺、先ほど委員長からもご指摘ありましたように、事業のあり方、もう少ししっかりと遂行していただきたいなというところをお願いしておきます。

以上です。

**岡本委員長** 竹本課長。

**竹本生活安全課長** ただいまの入札の経緯でございますが、2回ではなく3回で、こちら、浸水想定区域の部分について河川課事業での国庫補助事業になっておる部分でございますけれども、当初、国の交付決定を6月下旬にいただいた中、第1回目は8月に入札執行させていただいたんですけど、その段階で辞退が全者ということで不調に1回終わりまして、その後2回、3回と繰り返させていただいてるところで、そのあたり、着手の方は交付決定後に準備させていただいた中で、1回目、2回目の間で見直し作業と業者の入れかえ等で事情聴取する中でいろいろありまして、ちょっと時間はあいたというところは反省点でございますけど、見直し、業者メンバー等の入れ替え等もやって、努力をさせていただいたんですけども、そういうことになっておるということで、今後そういうことのないように引き続き努力させていただきます。

以上でございます。

**岡本委員長** ほかに。

増田委員。

**増田委員** 1点関連で、防災マップ、不調になったという今のお話でございますけれども、それはそれとして、以前に私、一般質問のところであったかというふうに思うんですけども、防災マップをつくるということなんですけれども、葛城市で防災マップを一からつくるというふうに私は理解しているんです。もしくは国が出したデータを引用すんねんということなんかな。もしそれができたら、マップのコストって非常に助かるよねというのが1つ。それから、国のこのマップというのは、リアルタイムにいろいろと更新をされていきますので、市が1回つくったら、3年たったらもう変わっていると。国の地図がもう、更新されていて、警戒区域の線が移動して、移動というか拡大しているというのも私、いろいろと調べましたら、市のデータと国のデータに相違があるというご質問させていただいた、その辺のところなんですけれども、それならもう、国のデータを借りてリンクさすような手法がとれないんかな

というふうに思うんですけれども、そういうふうなことが、いや、国はうちのデータから出さんと言うのであれば致し方ないけれども、葛城市でつくったマップを、なお国の方では随時更新されていますので、これをQRコード、そのところに案内するとかという方法もとっていただいたら、データの陳腐化というのもなくなるのかなというふうに思いますので、その辺のところ、お聞きします。

それから、もう一つ、23ページ、公園管理費、15節の工事請負費委託料、言葉だけかかりますけれども、公園等緑化管理委託料というのは、ここに限らず先ほどのクリーンセンターもそうやし、市内に非常にたくさんの木が公園に植わっていて、それに係る総額、前にもちょっと聞いたかなと思うんですけれども、総額、この類いの管理委託料の総額というのはどのくらいになるかな。それは足し算、いや、横におられるので、うちはわかりません、隣と足さなわからへんのかと言うのか、いや、もう、総額が出ますよというのか、もしわかりましたら総額を教えてくださいというふうに思います。それだけですわ。また後から聞きますわ、それは。

**岡本委員長** 竹本課長。

**竹本生活安全課長** 生活安全課の竹本です。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの増田委員のご質問でございますが、防災マップにつきまして、今回の業務委託の当初の内容は基本的にマップの印刷、内容の見直しをかけて校正と印刷業務が主でございました。国のデータでございますが、こちらにつきましてはそれぞれ、国というか県の方、土砂災害警戒区域であったり浸水想定区域は平成30年度に県の方、河川課事業として改めて見直しをされたんですけれども、まず土砂災害警戒区域につきましては、25年、26年から積極的に告示ということで、広島の土砂災害等が順次告示がされて、どんどん逐一ふえているようで、一定以上の告示は終わってしまして、一旦は今のところ落ちついてはございますが、そちらはデータ等をいただいた中でマップに反映することは、以前からもさせていただいております。あと、浸水想定区域につきましても、今回、見直しされた内容が、以前は洪水想定区域ということでございましたけれども、今回それに合わせ、最大想定水位区域ということで、浸水想定区域が以前の計算方法よりもさらに最大を見た中の浸水想定になりますので、そのあたりもデータはいただいております。それぞれは県のホームページなり等でマップの方は、それぞれ公表はされているものでございます。それをデータ取得で、データをいただいた中でマップにさせてもらうのは可能でございます。ただ、更新されたものを自動的にうちのホームページとかで自動更新というのは、技術的な問題とか、あとできる範囲であるとか、あと庁内で持っていますGIS等の兼ね合いで、どこまであと、こちらでできる範囲かという部分については、技術的な部分等も踏まえて、可能な限りは努力させていただきたいと思っております。

以上でございます。

**岡本委員長** 吉村部長。

**吉村総務部長** ただいま生活安全課長から答弁をさせていただきましたが、補足という形で、私の方から説明をさせていただきます。

まず、委員お問いの葛城市でオリジナルのものをつくるということではなかったのかという問いでございます。もちろん、国・県のデータは活用はさせていただくわけでございますけれども、今年度予定しておりました各大字に出向きまして、浸水があった地域、浸水のおそれがある地域、それから避難経路等につきましてヒアリングをさせていただき、一緒によりよい防災マップをつくろうというような流れで業務を進めておったところでございます。

それとは別に、入札につきましては着手が少しおくれたということもございまして、2回、3回と入札の不調が続いておるわけでございますけれども、そんな中で当然ながら、浸水想定区域の部分につきましては国庫補助を受ける予定をいたしておりまして、補助対象外の部分につきましては単独事業というふうになりますけれども、ほとんどが国の補助対象になるかなというふうに考えておるところでございます。

それから、国・県の情報をリアルタイムにということでございますけれども、当然ながらデータがオープンになっているデータでございますので、ソース元に直接、リンクを張りつけるなりアクセスできるようなQRコード等も含めて検討はさせていただくんですが、もとのデータの所在が変えられたときにどうするのかという部分もございまして、そういったところにつきましては、国・県等とも十分協議を進めながら、できるだけリアルタイムの情報が得られるような仕組みを考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

**岡本委員長** 増田委員、よろしいか。

安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。よろしく申し上げます。予算書に上がっておる公園管理事業の建設課分についてです。公園等緑化管理委託料ということで、この部分につきましては当初予算として2,011万2,000円を計上させていただいております。中身については公園等緑化管理委託業務、市内の30カ所の公園分と、あとが772万9,560円。公園施設等管理委託業務としまして、これはシルバーに委託している分とふるさと公園等の施設、その分の委託分ということで845万5,796円。続きまして、公園等緑化管理業務委託ということで、これも各公園ということとなります。各公園というか、これは木戸池公園ほか8カ所、草刈り等ということで310万1,334円と、各公園樹木伐採処理業務委託として82万5,000円を当初予算で上げております。

以上です。

**岡本委員長** 奥田課長。

**奥田都市計画課長** 都市計画課の奥田でございます。公園管理費におけます都市計画課の緑化植栽等管理委託料の配当の内容でございます。予算としまして110万円を計上させていただいております。内容につきましては、兵家・竹内公園芝生管理業務委託料及びしあわせの森公園の目土入れの業務委託料として計上させていただいております。

以上でございます。

**岡本委員長** 森井部長。

**森井教育部長** 教育委員会の森井でございます。令和元年度当初予算で教育委員会が所管してござい

す緑化植栽の関係ですが、屋敷山公園の管理運営の部分で緑化植栽分が1,227万9,000円、それとコミュニティセンター、新町公園の管理運営事業の中で、公園等緑化管理委託料としまして108万7,000円を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

**岡本委員長** 増田委員。

**増田委員** ありがとうございます。防災マップ、これはもうつくる最初のデータについては当然、県のデータもお借りしてということまでできると。ただ、リアルタイムな変化に対応するためのリンクというのは、可能は可能やけれども、その方法でしたっけ、ちゃんと工夫せな活用でけへんなど。私は何らかのそういう手法を使って、今、便利な情報化時代ですので、1回つくって、印刷物じゃなしに生のやっぴり情報というふうな工夫もしていただけたらありがたいなというふうに、以前にちょっと調査をさせていただいたときに感じましたので、できるだけ県、国、市が情報の共有化をしていただく、共通の情報で危機管理をしていただくことが望ましいかなというふうに思ったので、お願いをしておきたいと思います。

それから、公園はこれ以外にないのかな。4,000万円強ですか、合計で。これは簡単に言うたら、簡単に言うたらあかんねやけれども、主な公園管理委託料の内容としては木づくりです。庭木の木づくりですよ、簡単に言うたら。それが約70%から80%ぐらいかなと。コミセンの700万円については芝生の管理も入っているので、それほどでもないとは思いますが、屋敷山公園の場合はもうほとんどが木づくり。公園のあり方ということまで言及したら、ひんしゆく買うかもわからんけれども、非常に、日本庭園、日本庭園式の公園を葛城市はたくさんお持ちですし、いいんです。いいんですけれども、非常に今、調査、ご報告いただいたように、多額の費用がかかります。

緑の確保、CO<sub>2</sub>の確保っていう観点から言うたら、例えばああいう庭木、盆栽的な庭園式もありますけれども、杉木を植林するとかいうふうな公園もあってもいいのかなと。松の木1本木づくりするのに、1本で1日かかんねんとかというふうな木、市にはないかもわかりませんが、庭木の手入れというのは非常にコスト的に高くつくので、いろいろな方法を使って、公園のあり方というのが、遊具スペースを広くして、木には悪いけれども、ちょっと木を切ってもうてプラスチック遊具を置くとかいうふうなこともして、公園の利活用、時代に合った公園のあり方というのも考えていただく時期も来ているのかなというふうなことを感じましたので、よろしくお願ひ申し上げておきたいと思います。

あと、もし何かあったらお聞きしたいですけれども、なかったら結構ですよ。

**岡本委員長** 答弁ありますの。答弁なし。増田委員、それでよろしいの。

**増田委員** はい。

**岡本委員長** それでは、ほかにありませんか。ないようでしたら、5款から7款、終わっていきいたいと思うんですが、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** それでは、ないようですので、7款までの質疑を終結いたします。

ここで、職員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時54分

再 開 午後4時10分

**岡本委員長** それでは休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、歳出の8款から最後までの部分と、その歳出に関連する歳入の部分につきまして質疑を行います。質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** それでは質問させていただきます。ページ数で言いますと24ページの8款教育費、1学校管理費の13委託料になりますかね。小学校管理費の委託料及び、関連になりますけれども25ページの方の同じく8款教育費、1学校管理費の中学校費ですけど、項目は中学校費の中にも同じように委託料の中に同じ費目があるわけですが、G I G Aスクール構想校内通信ネットワーク整備委託料ということについてお伺いします。

補正予算としては、小学校管理費の中で1億3,200万円余り、それから中学校管理費においてもG I G Aスクール構想校内通信ネットワーク整備委託料が5,300万円余りということ、補正予算としては1億8,000万円という大変大きな費用になっております。この委託料がどういうものかということについてお伺いいたします。

**岡本委員長** 吉井課長。

**吉井教育総務課長** 教育総務課の吉井でございます。よろしくお伺いいたします。

ただいまの委員の質問にお答えさせていただきます。

まずは小学校の委託料の方でございます。こちらの方、校内通信ネットワーク整備といたしまして1億3,398万6,000円の方を計上させていただいておりますが、この内訳といたしましては、校内LAN整備の委託料として7,342万5,000円、そして、ネットワークの機器増設増強委託料としまして352万円、電源キャビネットの整備委託料といたしまして5,704万1,000円という形で計上させていただいております。そして中学校の方になります。中学校の方では5,359万5,000円の計上でございます。こちらの内訳といたしましては、校内LAN整備の委託としまして2,937万円、ネットワークの機器増設増強委託料としまして140万8,000円、電源キャビネットの整備委託料としまして2,281万7,000円の計上をさせていただいております。

以上でございます。

**岡本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ただいま金額の内訳をおっしゃっていただきました。ネットワーク整備とか電源の敷設とか、そうしたものについての金額の内訳をお聞かせいただいたわけですが、そもそもこれだけのお金をかけるのは一体何をしようとしているのか。それがわからないと、こんな多額のお金を使っているということが何のためかということがわからないので、これは何のためにこういうことをやろうとしているのかということについて、再度質問して、不十分だったのでそれをお聞きしたいんです。

あわせて、ネットワークの整備、LANシステムということでやるんだろうと思うんですけども、この点については、G I G Aスクール構想とあるんですが、これは従来からこの



議会でも一般質問で、特に奥本議員が繰り返し質問されておられましたが、学校のICT環境整備にかかわる地方財政措置ということで、5カ年計画ということで、環境整備の中で超高速のLANシステムを入れることができるメニューもあったと思いますけれども、こういうことについての議論はなかったのかどうかということも含めて、これと関係することだろうと思うんですけれども、そこらあたりをお聞きしたいと思います。

**岡本委員長** 杉澤教育長。

**杉澤教育長** 教育長の杉澤でございます。今、委員ご指摘のICTの整備計画、2018年から実施しておりますものでございますけれども、これに基づいて、現在でもほかの市にはない校内のWi-Fiのシステムはできております。ただし、今回のGIGAシステムで言われているのは、超高速大容量のネットワーク構築ということを言われているわけでございます。そのためのネットをなさいと。どういうことかといいますと、今の環境でも、少ない台数だったら一応、Wi-Fiはできるんですけれども、今、GIGAスクールが目指しているのは、小学校1年から中学校3年生まで1人に1台の環境ということでございまして、葛城だけでも三千四、五百台のものを入れなければならない。そして、各学校、例えば新庄小学校でやりますと、800台近くが、同時に使うことはまずはないと思うんですけれども、それが使えるような環境になさいとということで、その環境づくりのための補助をしようというのが今のGIGAスクールの中の1つでありますネット環境整備ということでございます。ですので、今までもICTの地方財政措置に基づいた計画に基づいてWi-Fiもしているし、それから校務支援ソフトも入れていきますし、そういうことでしっかり市の方で、市並びに議会の方のご協力でICTの環境は整備はできていると。その上に、今は、先ほど申したようなことをしていこうというのがこの計画でございます。

以上でございます。

**岡本委員長** 教育長、その中身の話を。目的とか。

**杉澤教育長** まずは、このGIGAスクールで今、言っているのは、先ほど言いましたように1人1台環境をつくるというのが一番の目的でございます。ですので、きのうからも各委員の先生方からご指摘いただいておりますけれども、本当にどういう目的でこれを入れるんだというのが本来だとは思いますが、現在は、我々が考えているステップよりも上へ行って、まずは1人1台ずつ入れるから、入れるのを国が補助するから、それをついてくるんかというのが今の状況なんです。ですので、もうこれはおそいとは思いますが、まずは目的があの道具だと思えますけど、今は道具が先に行って、後でそれに合うようなことをしていこうというのが実情でございます。

**岡本委員長** わかりましたか。谷原委員。

**谷原委員** いや、余りわからん。とりあえず、ほかの方もおられるかもわかりませんので、要は1人1台のパソコンがWi-Fi環境で使えるようにしようというのが国の方針なので、そのための今回のGIGAスクール構想だということで、そのための環境整備をするのにWi-Fi環境を整えるための予算だということだろうと思うんです。私は文科省のホームページを見ましたら、GIGAスクール構想について詳しく書いておりますので、これは全ての

小・中学校にこれができるようにすると、令和5年を目標に全ての小・中学校というふうに書いてあるから、そうやって政府はかなり本腰入れてやるんだろうなと思うんですが、問題は、そのための予算が、当然、葛城市はそこまで、1人1台のパソコンとなるわけですから、多分新年度予算でそれが出ていると思うんですけれども、言ってみれば、それに向かって補正予算で、もう既にこの時点で手つけを打つような形になっていると僕は思うんです。だから、本来、これだけのものをやるんだったら、本当は本予算でしっかりと議論をして、その上での補正というのが本来の予算のあり方だと思うんですけれども、今回、国の事業で、そういう形で、補正という形で突然大きいものがついたということだろうと思うんですが、ここから意見ですけれども、現場が準備できないままものがぼんと入っても、先生方、来年度からプログラミング教育、それから英語教育が始まります。そういうための準備に非常に追われておられまして、そこへまたこういうものを入れるということで進むというのは、準備がない中で先ほどおっしゃったように、とりあえずものを入れるということになるので、ここら辺のことを私、懸念をしております。

それは厚生文教常任委員会でも申し上げたとおりなんですが、ただ、問題は、私は質問できないからあれなんですけれども、もう既にWi-Fiの環境はつくったというふうにおっしゃっていたんですが、これは先ほど言いました2018年から2022年度にかけて、地方財政整備計画の中でこのWi-Fi、超高速のWi-Fiをつくるということで、現在、日本全国で四十数%の目標率達成、なっていると。ところが、この予算を国が4年間やっておきながら、それじゃ遅いから、再度、GIGAスクールでもう一回かぶせて全校やり直しというふうに聞こえたんですね。これについては、そうなのかどうかということを質問できないんですけれども、また機会があったら質問はしたいと思うんですけど。僕は、このときに議論しておけば、意見として、このときに議員の中からも問題提起もありましたし、地方整備計画の中で本当にこういう方向に行くんだから、学校の先生たちもその方向に行こうということで議論があったんだしたら、すつと行けたところだろうと思うんですけど、私は突然だと思うんです。すごく突然感があるんです。政府が言ったから乗るんですよということなんですが、それまでの整備についてもいろいろあったわけですから、そこが違和感を感じているということだけ、今の時点では申し上げておきます。

**岡本委員長** ほかに質疑はありませんか。

増田委員。

**増田委員** 私も今、せっかくご質問でございますので、続けて。GIGAの、今回この補正予算、それから当初予算と予算を組んで、最終的に1人1台の環境をつくると。私、どういうことかなと思ったら、机と椅子とパソコンと。生徒さん1人に用意せんものの1つに、机と椅子の次にパソコンも入ってきたという理解かなというふうに思う。使い方は、パソコンというものの機能を十分教育、使うトレーニングも含めて教育の場に利用しようということかなと思うんですけれども、よく最近コマーシャルで、238円でとって総額30万円とか27万円とかかかるようなプラモデルの分割販売みたいなことをしてはりますけれども、これに関して一体、全部そろえたら総額でどのぐらいの総額予算を何年間にわたって用意すんのんか。

それから、国の補助はそのうちのどのぐらいやねんとかということがわかればお聞きしたいなというのが1つ。

それからもう一つは、高速と言わはったんかな。高速ってくりくりとちょっと考えたら、5Gですね。次世代の5Gが3年先に普及したときに、どかんと今、金かけてやったやつが、また時代が変わって、手法が変わってしまうとかというようなことで、今の投資が次世代に、5年先の情報化時代に無駄にならないのかなと。その辺のところの担保はあるのかなと。この2点お聞きします。

**岡本委員長** 森井部長。

**森井教育部長** 教育部長の森井でございます。ご質問ありがとうございます。GIGAスクール構想の予算の枠組みを、まずご説明させていただきたいと思えます。

まず、今回、補正予算で提案させていただいております分につきましては、先ほどからご説明いたしましたように、校内LANと電源キャビネットとの整備というものが主なものとなっております。これにつきましては、昨年の国の方の補正予算としまして2,318億円が国でつけられて、その分として各自治体に補助として入ってくるものでございます。枠組みとしましては各学校3,000万円までという形で、それが葛城市の場合は7校あります。それに対して私どもが今回組ませていただいた予算が、この補正予算になります。

それと、もう一つ、ご心配いただいている全体的な費用がどれぐらい行くのかということなんですが、次に新年度予算で今回、私どもが組ませていただいている金額の部分の中で、今回、GIGAスクールに相当している部分につきましては、次回の新年度予算でもお話しすることになるかと思われませんが、今回、機械としましては国の方、補助金を出してくれるのは、もともとのICTの整備に係る地方財政措置の当時では、3クラスに1台を財政措置するというふうになっておりました。当然、葛城市の環境整備もそういったレベルで環境整備してきていたのに対して、今回GIGAスクールで1人1台にするということに変わってまいります。財政措置している分については、市で買う形になります。それに対して、今回のGIGAスクールの補助としまして、それ以外の部分で全員に渡そうとすると3分の2が必要になってきます。その3分の2の部分については、1人1台当たり上限4万5,000円という枠組みで用意すると。それと、私どもの市の今、市内におられます児童生徒の数、大体3,500人ほどおられますので、単純にその部分が必要になってくるわけですが、今回、新年度予算で組ませていただいている機種は2種類ほど、当初想定した分、大体6万円ぐらいの金額のものでございました。あと、今後、もう一つご心配されている、ずっとかかるのかということ。当然、こういったパソコンでございます。大体5年ほどで買い替え需要が発生してくると想定できます。

以上でございます。

総額につきましては課長のほうから詳しく説明してもらいます。

**岡本委員長** 内蔵課長。

**内蔵学校教育課長** 学校教育の内蔵です。よろしくお願いたします。

端末なんですけれども、今、部長申しましたように1台当たり6万円で計算させていただ

きました。4年間、令和2年から5年までで2億754万円。これは3,459台ということで、令和元年の5月1日現在の学校基本調査の数字で計算させていただいております。これがベースとなる数字でございます。6万円を計算させていただいて、今、申しました2億754万円です。

それから、管理ソフト使用料といいまして、これが端末の分だけ必要になってくるんですけども、これが4年間で2,261万2,000円。細かい数字なんですけれども2,261万2,000円ということになります。管理ソフトの使用料と端末3,459台、合計いたしまして2億3,015万2,000円、約2億3,000万円となります。

これに対しまして、歳入なんですけれども、1台当たり4万5,000円が上限額でございます。3,459台のうち3分の2が国庫補助の対象となりますので、3,459掛ける3分の2掛ける4万5,000円で1億377万円。これが4年間の歳入の合計額でございます。差し引き、歳出引く歳入ということで、所要一般財源の方が4年間で1億2,638万2,000円。約1億2,600万円ほどが一般財源で4年間で必要となるという見込みでございます。

以上でございます。

**岡本委員長** 吉井課長。

**吉井教育総務課長** 教育総務課の吉井でございます。もう一つのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。委員おっしゃられるとおり、5Gについての懸念は、私どももちろん考慮には入れておりますが、以前、こういうICT関係の補助がありましたのが、平成21年度にスクールニューディール事業ということでございました。そこから10年たちまして、こういう補助がついたものでございますので、5Gのところを待つべきなんかどうかというのがありますが、この機会に補助に乗ってこういう事業を展開していくというの、新しいものをまずは取り入れて、子どもたちにそれを使っていただくというのを展開しても無駄にはならないということで、思っております。

以上です。

**岡本委員長** 増田委員。

**増田委員** ありがとうございます。お話を聞かせていただくと、1億2,600万円というのは4年、環境整備が入っているんですかね。コンセントとか、同じぐらいの費用がかかるとんねんけれども、それは別ですよ。それは別で本体だけの話ですよ。そやからこれの倍と見やんなのか。ただ、それは4年後も使えるので、更新する場合は1億2,000万円相当ぐらいで、4年ずつ更新していかなあかんというふうな理解でよろしいかな。また後から言ってください。いずれにしても4年やと。

5Gのお話も、私、勝手に解釈すると、4年スパンぐらいでこのぐらい、こういうものを考えていくけれども、その次の段階はまた、その時代に合ったものをして、今、取り組むとすればもう、今のタイミング、いいチャンスなので早く取り入れて、次の時代にはまたそれなりにという考えやということでもいいですかね。わかりました。

大きな費用をかけて、早く取り組んでいただいて、早く成果を出していただいて、葛城市の子どもたちの教育の充実を図っていただけたらありがたいなと思っております。ありがとうございます。

います。

**岡本委員長** ほかにありますか。

杉本委員。

**杉本委員** 僕も同じところ、聞かせていただきます。子ども1人パソコン時代って、思いのほか早かったなと思いながらお聞きしてるんですけども、今回の機器に関してはまた別で聞かせてもらいますけど、この補正で入っている委託というのは全部の小学校、中学校でやるということですよ、もちろん。内容がわからん、各教室にLANを引くということですかね。その辺がよくわからない。ネット機器とか言われても、その辺、細かく、どの教室にどういうところを引くかというのが1つと、あともう一つ、今、お金の話が出て、もう一つ、忘れてはならないのが通信費やと思うんですよ。今のWi-Fiより上げるんですよ、もちろん。容量というか、早くなるわけで、通信費というのがどういう、今と比べてどうなっているのかというのを。この2点お願いします。

**岡本委員長** 吉井課長。

**吉井教育総務課長** 教育総務課の吉井でございます。ただいまのご質問をお答えさせていただきたいと思えます。

どの教室にということですけども、先ほど言いましたように、現在でもLANの整備は各教室にはできておりまして、そちらの方の容量を上げるという形ですね。カテゴリというのが、今、新しい分が出ていますんですけども、今、設置しているLANのカテゴリが古いカテゴリになりますので、それをこのたびの整備で大容量のカテゴリに上げていくということになります。ですから、今でも基本的には各教室にはLANの方が配備されておりますので、それをもう一度引き直す、大きくするという形になってきます。

あと、もう一つの通信費なんですけれども、こちらの方余り、今のところ不明なところがありますので、またわかり次第、報告させていただくような形になると思えます。

以上でございます。

**岡本委員長** 杉本委員。

**杉本委員** 今の来ているLANは全部の教室に来ているということですね。僕、わからないんですけども、その全部の工事ということですね。5カ年計画と先ほどお聞きしたんですが、機器に関してはまた今度聞くとして、全員いきなり配られるわけじゃないじゃないですか。5年後のためにも今のうち全部やっていくということですかね。そういう理解でよろしいですか。わかりました。

あと通信費に関しては、僕、でっかいそんな施設の通信費って何ぼかわからないんですけども、慎重に安いところというか、ずっとランニングコストも、ずっとかかってくるわけで、もう変わらないわけですから、その辺、いろいろな業者さんとか、僕はわからないですけど、資料とか提出していただいて、ご提案をよろしく願いしておきます。とりあえず、また機器に関しては今度聞きます。

以上です。

**岡本委員長** ほかにありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 先ほどの答弁で、もう一度繰り返しのご答弁をお願いしたいんですけども、葛城市では学校のICT環境整備のために2018年から2022年度、まだ終わってはおりませんが、その整備計画5カ年の中で、この中には超高速インターネット及び無線LANを整備するというところで、ずっと補助金もおりてきているようですが、その補助金を使って、現在、Wi-Fi環境が整っているということでしょうか。ここにも超高速インターネット及び無線LANの整備をするということでの補助金ということなので、その補助金を使っておられるのかどうか、お聞きしたいんです。そうではなくてまた別のものなのか。というのは、今、現行やっているところなんですよ。やっているところでもう既にLANが遅いと。Wi-Fiが遅いと。容量がないと。それぐらい進歩しているわけですから、私、その事業費でやっているとしたら、えらい国も無駄なことをやったなという感覚があるので、これは正確に答えていただきたいんです。国の整備計画、5年間の整備計画でやったものなのかどうか。それがまた遅いからということで、また今度、まだ2022年度が終わっていないのにそういうことをやろうとしているのか、どうも腑に落ちませんので、そこのところをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

それから、私としては、お金が潤沢にあって、いろいろ手当もあって、先生方もそれだけの余裕もあってやれば、大変すばらしい教育環境になるというのはもう、私もよくわかっておりますので、そうなれば望ましいんですが、先ほどから、議会ですから、やっぱり予算がありますので、それについてしっかりと、可能なことなのか、ほかのいろいろなことと関連してどうなのかということがありますので、その面からお聞きしているわけですが、本予算の方に踏み込んでしまわざるを得ないところもあるので申しわけないんですが、実は先ほど6万円のパソコンを予定しているというふうにありましたけど、私、文科省の資料をいろいろ見てみますと、もっと安いようなモデルを推奨していたり、あるいはリースというのも出てきているんですよ。これは全国の学校でやるから、都道府県がまとめて業者と交渉して安くするという手だてについても書いてあるんですね。だから、これは本予算の方になるんですが、今お聞きすると、もう既に計画ができ上がって、パソコンもどれぐらいで、それも買い取りみたいなことになっているので、ここがどういうふうな検討をされてきたのか、ここまで来たらもう本予算になるんやな。聞きたいことがあるけど、じゃあ、終わっておきます。そこだけ質問いたします。もうそれはしゃあないです。次回ですから。

(発言する者あり)

**谷原委員** そうです。もう、だからやめておきます。

**岡本委員長** ほか、ありませんか。

**谷原委員** いや、質問、今した。

**岡本委員長** 吉井課長。

**吉井教育総務課長** 教育総務課の吉井でございます。ただいまの委員の質問にお答えさせていただきます。5年間の高速大容量の回線が可能な校内LAN整備ということにつきまして、先ほど補助金の関係というふうに付されたんですが、こちらにつきましては地方財政措置になりま

して、普通交付税の算入ということになりますので、こちらの方でまずLAN整備に取り組んでいることということで、現在、先ほど言いましたようにLAN整備ができておりますので、これは1つの条件としてでき上がっているというふうに捉えていただければと思います。以上でございます。

**岡本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** わかりました。地方財政措置の中でやられたと、5カ年計画と言われてますけど、その中でやられたということですのでよろしいですね。わかりました。

LANのスピードのことなんですけど、それがもう遅いということなんですけど、先ほど増田委員の方からは5Gの話が出てまいりました。実際、文科省もローカル5Gを導入することもできると、この中であるわけです。今回、手を挙げようとしてされているんですが、この中身なんですけど、あとLTEというんですか、Wi-Fiだけでは不十分なのでLTEもできるとか、つまりどんどん更新されていくわけですから、そういうことを考えておられるのか、今回の補正予算の中で、どの程度のことを考えておられるのか。文科省が言うようにもっと高いレベルのこともやれますよと、ローカル5GとかLTEですか、それも何か僕も余りようわからへんねんけれども、お聞きしたらWi-Fiの電波が弱いところでも通信回路を使って、電話回線と同じような通信回路を使って安定的にできるものだということがあるので、だから、そこは今回の補正予算ではどうなっているのか、お聞きします。

**岡本委員長** 杉澤教育長。

**杉澤教育長** 教育長、杉澤でございます。Wi-FiにするかLTEにするかについては、教育委員会の中でも議論をさせていただきました。当然、この通信回線にすると5Gという問題も入ってくるんですけども、そこでまず考えましたのは、これを例えばもう、今現在も選ぶときに電話回線を使用して持って帰らずと、家に持って帰らずということをやると、それこそさまざまな規制をかけなければならないというものが入ってきます。うちへ帰って、学校でこんなもんもらったからといってゲームばかりする。このためにするものではありませんので、現在考えておりますのは、学校の中で使うというようなことをメインに考えた場合に、Wi-Fi環境でした方が、先ほど質問していただいた通信料に関してもとても、普通のLTEとか、5Gの方は知りませんが、そういうふうな通信料に比べて安く上がるだろうということと、もう一つは、持って帰らずというようなことを今は本当に考えておりませんので、現在のときでもWi-Fiの方が適当だろうということで、今回のネット環境整備にはWi-Fiの超高速大容量のネットを整備していただきたいということで、議会に提案させていただいている次第でございます。

以上です。

**岡本委員長** よろしいか。俺、1点だけ。

**松林副委員長** 正副、職務代行。

(正副委員長交代)

**岡本委員長** 1点だけ。26ページ、体育振興課の体育施設費の中の事業予算を今年、元年初めて組んだということやけど、ここで、いわゆる事業別で當麻スポーツセンター、新庄スポーツセン

ター、2つしかないわけやんな。細こう見ていると、わし、当初うっかりしとったけど、新庄スポーツセンターの中に市民体育館、いきいきセンターの体育館も全部、包括されとるわけや。新庄スポーツセンターが入っとるわけや。こんな不自然なことをせんと、事業予算やから、きちっと市民体育館は市民体育館、新庄スポーツは新庄スポーツ、いきいきはいきいきと分けてくれんと、耐震設計の、たしか屋敷山市民体育館やなと思っけんけれども、項目があらへんねん。よう探したら新庄スポーツセンターやと。何のための事業予算かということやから、もうちょっときちっと市民体育館といきいき、それから新庄スポーツ、分けて予算計上するようにきちっとやってほしい。もし新年度に間に合うんやったら分けといてくれたらええけど。それだけお願いしておきますわ。そんなんじきにできるさかい。

**松林副委員長** もう、言いつばなしでよろしいですか。

副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。この点につきましてはもう、全く岡本委員長おっしゃるとおりかと存じます。実は事業別予算に移行する際に、内部ではそもそも夏ごろから、既存の、もともと款項目、目の中に全ての積算が入っておったんです、もともと。それについて、まずはどういった事業立てがいいのかということも含めて、順番に準備をして、入れ物を先に整備をして、それに対して事業別予算ということで要求するようということ、準備を進めるように内部では実は指示はしておりましたが、何せ新しい事業別予算に対応するための予算編成システムの導入とあわせてやっておりましたので、なかなかそのあたりが事務としてはうまくこなせませんでした、特に新庄スポーツセンターの後ろに等というのがついておりますが、この事業につきましては私も全く同じ感想を持っておりますが、実務が間に合っておらなかったということでございます。あわせてもう3月議会ということで、当初予算の案も既に提案をしておりますが同じ事業立てになっております。ここにつきましては、この事業に限らず委員長からのご意見を参考にしながら、今後のわかりやすい予算立て、ひいてはその事業の議論なり執行の管理にも役立つものだと考えておりますので、それにつきましては一旦やれば固定ということではなくて、事業については柔軟に考えてまいりたいと存じます。ご意見ありがとうございました。

(正副委員長交代)

**岡本委員長** ほかに質疑は。

梨本委員。

**梨本委員** 時間も押しておりますので簡潔に、1つだけ質問させていただきます。

25ページの文化会館費なんです。需用費の新庄文化会館管理事業と當麻文化会館管理事業の光熱水費なんですけれども、当初に比べて減額、新庄文化会館が170万円と當麻文化会館が125万円というところで、光熱費がこれほど減額になるというのが、どういう内容なのかなというところを教えてくださいというのを1点お願いいたします。

**岡本委員長** 竹内館長。

**竹内新庄文化会館長兼當麻文化会館長** 文化会館、竹内です。よろしくお願いたします。

新庄文化会館の方で、今ご質問のように170万円を減額させていただいております。當麻



の文化会館の方では125万円の減額となっておりますが、毎年、予算で平均で、前年度、前々年度の平均を積算にさせていただいてるんですけども、電気料金が、基本料金がかなり上がった場合に10万円を毎月、それ以降の電気代からかかるということで、毎年120万円ほどは余分に積算させていただいてる状況で、このような金額が減額ということにさせていただきました。

以上です。

**岡本委員長** 梨本委員。

**梨本委員** そうですか。毎年これぐらい減額があるんですね。僕、2年ほどの実績はどういう実績がずっとあったのかというのも聞こうかなと思ったんですけども、じゃあそこを教えてくださいませんか。

**岡本委員長** 竹内館長。

**竹内新庄文化会館長兼當麻文化会館長** 平成29年度ですが、予算額としまして1,896万円で、決算額が1,041万894円でございます。平成30年度で1,065万6,000円の予算額に対しまして、決算額が725万79円でございます。平成31年度で今回の921万6,000円の予算に対しまして、決算見込み額が726万6,151円となっております。當麻の方といたしましては、平成30年度で624万円の予算額に対しまして、決算額が321万7,858円で、平成31年度で予算額が480万円に対しまして、決算見込み額が354万7,870円となっております。

以上です。

**岡本委員長** 梨本委員。

**梨本委員** もう1回、當麻分館は僕、当初で見えていたら891万9,000円やったと思うんですけども、今の館長の答弁と数字が合わないんですけども、これは、もう一回いいですか。

**岡本委員長** 竹内館長。

**竹内新庄文化会館長兼當麻文化会館長** 800幾らというのはガス代も含めての金額でございまして、今私が申し上げたのは電気代の部分でございます。當麻の方は、水道、電気代とガス代が、ガスと電気ですてございまして、その分になっております。

**岡本委員長** 電気とガスと、当初と今の3月のやつと両方言うたってくれたらわかるやろ。

**竹内新庄文化会館長兼當麻文化会館長** ごめんなさい、ガスの方が……。

**岡本委員長** 竹内館長、もう後で。

**竹内新庄文化会館長兼當麻文化会館長** 申しわけございません。ガスの方が手元にございませぬ。

**岡本委員長** よろしいか。後で、帰るまでにわかるやろ。それでしたってよ。

それでは、一応、8款から最後まで質疑を終了したいと思います。

それで、議員間討議をされる方はおられませんか。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 質問できるかなと思ったんですけども、いや、いいです。

私は、このたびの一般補正予算については反対の立場で討論いたします。反対の理由は、G I G Aスクール構想であります。私、なぜかといいますと、中身じゃないんですよ。中身ではなくて、先ほどあるように、議論できないんです、議論できないんですよ。議論できないのに1億何ぼのお金を来年度のために、新年度のためにこれを執行するための補正が出ているんですね。そうすると、先ほどありました。例えばパソコン1人1台買わせるのか、リースにするのか。国の方は示しているわけです。リースでもいいですよ。あるいは県がまとめて買うとか、そこら辺のことがまず議論ができないんです。だから、こういうのは本来は本予算の中でしっかり議論する、あるいはそれ以前に、国の方はI C T環境整備にかかわる地方財政措置という形で、今後の日本の教育の中でどのようにパソコン等を取り入れていくかということをやっているわけですから、そういう議論がある中で、このたびG I G Aスクール構想があると、将来見越していけばということですよと乗れると思うんですけど、議会としては、なかなかこれが議論ができないというふうな出し方になっている。これが私は、中身というより補正の議論のあり方として、これがふさわしいのかなという疑問点がありますので、反対をさせていただきます。

中身について言いましても、先ほどありましたように、私もう、本当に不思議なんですよ。国の方が財政措置として2018年から、まだ終わってないんですよ。終わっていないこの4年間の年度の中でやったW i - F i がもう既に時代おくれと。それをまたこの予算、やると。5 Gが出てきたら、えっとなるので、これを私はよくわからないんです。そういう点でも非常に、中身としても、L A Nシステムをこういう形で入れるのが、バスに乗りおくれるなどということだろうと思います。でもバスに乗りおくれるまで、過去、学校でほこりをかぶっている最新機器、いっぱいあるんですよ。今となっては古くなった。当時は最新機器だけれども、そういうのを私は、しかばねをいっぱい見てきましたので、やっぱりこれだけの価格のものを入れるというのは本来は本予算でやるべきだし、それから、先ほど言いましたように、本当にこれが将来にわたって負担のないような使いものになるような、本当になるものかということも確信を持ってませんので、このたびの補正予算については反対いたします。

以上です。

**岡本委員長** ほかに討論ありませんか。

松林副委員長。

**松林副委員長** 議第12号、令和元年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の一般会計補正予算は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ5,778万8,000円を追加して、歳入歳出それぞれ155億204万円とするものでございます。内容につきましては、国の補正予算に素早く対応された成果といたしまして、ため池浸水想定地域解析事業や橋りょう補修事業、流域対策施設整備事業、小中学校におけるG I G Aスクール構想校内通信ネットワーク整備事業、磐城小学校附属幼稚園整備事業等が盛り込まれ、教育の災害対策、安心安全なまちづくりのため、補正予算となっています。また、例年3月の補正予算で減額いたします執行残等の不用額についても減額計上していただいております。今後におきましても、

国・県の補助金等を活用することにより、一般財源からの支出をできる限り抑えていただくことを強くお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

**岡本委員長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第12号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**岡本委員長** 起立多数であります。よって、議第12号議案につきましては、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

それでは、これで一般会計が終わりましたので、特別会計に入るまでに職員の入替えを行いますので、休憩をとっていきたくと思います。

休 憩 午後4時56分

再 開 午後5時10分

**岡本委員長** それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議第13号、令和元年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。本案につき提案者の内容を求めます。

前村部長。

**前村市民生活部長** 市民生活部長の前村でございます。議第13号、令和元年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

まず、第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,328万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億6,633万7,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書の5ページをお願いします。

まず、歳出からでございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費におきまして、14節使用料及び賃借料で40万5,000円の減額。2目連合会負担金、19節負担金補助及び交付金で100万8,000円の減額。2款保険給付費、1項療養諸費、3目一般被保険者療養費では、19節負担金補助及び交付金として1,100万円の減額。5目審査支払手数料では、12節役務費で295万円の減額でございます。

次に、同じく2款保険給付費、5項出産育児諸費では、1目出産育児一時金、19節負担金補助及び交付金で630万円の減額。2目支払手数料12節役務費におきまして3,000円の減額でございます。下のページに移っていただきまして、3款国民健康保険事業費納付金、1項国民健康保険事業費納付金、1目国民健康保険事業費納付金、19節負担金補助及び交付金で1,033万1,000円の増額でございます。

最後に、5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費におきまして、1目特定健康診査等事業費、12節役務費で25万8,000円の減額。13節委託料で169万1,000円の減額でございます。

続きまして、歳入、4ページをお願いします。3款県支出金、1項県補助金、1目保険給

付費等交付金におきまして、1節普通交付金で1,605万3,000円の減額、2節特別交付金で194万9,000円の減額。

次に、5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金におきまして471万8,000円の増額でございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**岡本委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** それでは、質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** 討論ないようですので、討論を終結します。

これより議第13号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**岡本委員長** 異議なしと認めます。よって、議第13号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第16号、令和元年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

前村部長。

**前村市民生活部長** 市民生活部長の前村でございます。議第16号令和元年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

1ページをお願いします。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,806万5,000円とするものでございます。

それでは4ページの事項別明細書をごらんください。上が歳入、下が歳出でございます。

まず、下の歳出からお願いします。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金補助及び交付金におきまして46万5,000円の追加でございます。

次に、上の歳入でございます。3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金におきまして、保険基盤安定繰入金として46万5,000円の追加でございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

岡本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

岡本委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

岡本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

岡本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより議第16号議案を採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岡本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第16号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第15号、令和元年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決について  
を議題といたします。

本案につき提案者の説明を求めます。

前村部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。議第15号、令和元年度葛城市霊苑事業特別  
会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

まず、第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ178万2,000円を追加し、歳入  
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,808万2,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書の5ページをお願いします。

まず、歳出からでございます。1款霊苑事業費、1項霊苑事業費、1目霊苑事業費、23節  
償還金利子及び割引料におきまして、償還金として178万2,000円の追加でございます。

続きまして、歳入、4ページにお戻りください。3款繰入金、1項基金繰入金、1目霊苑  
整備基金繰入金、1節霊苑整備基金繰入金におきまして、178万2,000円の追加でございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願ひ申し上げます。

岡本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

岡本委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

岡本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第15号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**岡本委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第15号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第14号、令和元年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

西口部長。

**西口上下水道部長** 上下水道部、西口です。よろしくお願いたします。

ただいま上程いただきました議第14号、令和元年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,329万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,699万5,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算から説明させていただきます。歳出予算におきましては、予算の執行状況を把握した中での請負残等の不用額を減額補正するものでございます。

事項別明細書の5ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では13節委託料で499万4,000円、19節負担金補助及び交付金で835万円、27節公課費で300万円をそれぞれ減額し、一般管理費では合わせて1,634万4,000円を減額補正するものでございます。

次に、2款1項公共下水道事業費、1目下水道建設費では15節工事請負費で1,300万円を減額補正するものです。

次に、3款1項公債費、2目利子、23節償還金及び割引料で395万円を減額補正するものでございます。

続きまして、歳入予算について説明させていただきます。4ページをお願いいたします。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料で1,127万円の減額。4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で802万4,000円の減額。7款1項市債、1目下水道債で1,400万円の減額でございます。

以上、簡単ではございますが下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**岡本委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 4ページになります歳入のところでありましてけれども、先ほど歳出の方は不用額の減額ということですが、歳入のところ、それで帳尻を合わせるためこういう数字になるのかなとは思いますが、念のために聞きます。1款使用料及び手数料、1下水道使用料、この下水道使用料が1,127万円減額になっております。家の戸数は私はふえているんだろうと思うんですけれども、下水道の方、使用量が減っているということは理解できないので、当初予算、どういうふうな、何戸で大体これぐらいの見積もりをしていて、実際、今の時点でこういうふうになったと。つまり、使用量の立方メートルですか、立方メートルとか戸数とか、どんなものなのか、そこをお聞きしたいんです。

**岡本委員長** 井邑課長。

**井邑下水道課長** 下水道課、井邑と申します。よろしくお願ひいたします。

ただいまの委員のご質問にお答えさせていただきます。下水道使用料の減額1,127万円についてでございます。当初予算の見込みに比べ、排水量の見込みが減少したことに伴い、減額補正をお願いするものでございます。当初、排水量を377万6,000立方メートルと見込んでおりましたが、11月までの実績と12月から3月までの推計によりますと、368万8,000トンとなる見込みとなり、8万8,000トンの減少となる予定となりました。その主な理由といたしましては、当初、見込みにおいて、大口であります薬品会社の排水量を26万5,000トンと見込んでおりましたが、令和元年度のこれまでの実績とこれからの見込みにおきましては約24万2,000トンと2万3,000トンの減少となる見込みでございます。また、一般家庭におきましても、見込んでいたほど件数の増加がなく、当初、1,900件の増加の見込みをいたしておりましたが、1,200件程度の増加にとどまり、この差額700件ほどの見込みが違っておりました。排水量に直しますと約3万9,000トン程度の減少となる見込みとなったことによるものでございます。

以上でございます。

**岡本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。下水道会計については、これから地方公営企業会計になりますので、こちら辺の数字も水道事業と同じように出てくるんだろうと思うんですが、使用量が減っているということは、その分、維持するためには料金がもう上がるというふうなことも含めて、市全体の今のを維持するために使用量が減ってくる、排水量その他減ってくるというのはやっぱり、いろいろと考えるところがありました。ふやそうにもふやすわけにいきませんので、戸数をふやすか企業をふやすかしなければならないわけですがけれども、下水道維持の上にも、そういう意味では工場誘致等、必要なのかなというふうな考えを持ちました。これは感想ですがけれども、今後、下水道の使用料についても見ていきたいと思ひます。ありがとうございます。

**岡本委員長** ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** それでは質疑ないようですので、議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

岡本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

岡本委員長 それでは討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第14号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岡本委員長 異議なしと認めます。よって、議第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第17号、令和元年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

西口部長。

西口上下水道部長 上下水道部、西口でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程いただきました議第17号、令和元年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算の主な内容といたしましては、県水受水費の増額による補正でございます。第2条、収益的収入及び支出では、収入の補正がございません。支出の第1款、第1項営業費用で1,430万円の増額をいたしまして、水道事業費用の総額を6億9,605万6,000円にするものでございます。

次に、収入支出の見積もり基礎に基づきましてご説明申し上げます。

6ページをお開きください。1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費の34節受水費において1,430万円を増額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、水道事業会計の補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

岡本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしく申し上げます。僕、水道委員も入っているので、かぶった質問をさせてらうと思うんですけども、改めて聞かせていただきます。原水不足による増額ということで1,430万円、これは県水、年間通じてこれぐらい買うという数値があつて、それ以上ふえたから買ったということやと思うんですけども、商売人心で見ると、単価が上がるんじゃないのと思っている心配があるんですけども、その辺、お聞きしたいのと、あと、僕、この辺、勉強不足で申しわけないんですけど、県水を買う値段と葛城市の水道の料金というのはどんな感じなのか、お聞かせ願いたいと思います。とりあえずこの2点、お願いします。

岡本委員長 福森課長。



**福森水道課長** 水道課の福森です。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまの杉本委員のご質問にお答えさせていただきます。県営水道の受水ですねんけれども、受水単価につきましては1トン当たり税抜きで130円。あと、規制水量がありまして、それが葛城市は109万9,000トン以上超えて使用料、年間で処理をする場合には90円、消費税抜きの90円。これが県営水道の2部料金制、2段階の料金制となっております。ただ、先ほどの受水の申し込みの分ですねんけれども、当初、申し込み水量といたしまして100万トン予定しておりましたが、春先の降水量がかなり少なくなっておりまして、当初100万トンから受水量として10万トン増額という形で、その分の単価が、先ほど説明させていただきましたように130円の消費税分入るということで、総額で1,430万円の補正となったものであります。

以上でございます。

**岡本委員長** 水道の単価が上がるのかと聞いたんや。

**福森水道課長** 葛城市の水道単価ですねんけれども、葛城市の水道単価は従量制になっておりまして、基本料金は1,000円で、その後、1トン当たり110円で、ずっと使う量に応じまして単価が上がっていくということになりますので、一番上の単価は260円、1トン当たりが260円となっております。全部単価が10円なり20円なり上がっていくということで、それは使う量、要するに、例えば10トンまでがただいま1,040円となっております。例えば2カ月で1トン使う場合には110円という単価で上がっていくので、葛城市の水道料金の平均という形が従量制なので出せない状況。要するに、ガスと電気と同じように使用料が、使えば使うほど料金単価が上がっていくということになってきますのでということでございます。

以上でございます。

**岡本委員長** 今、聞いてはるのは、こないなってきたら水道料金が上がるんかと聞いてはるわけや。だから、例えば今であったら、わからへんというならわからへんでええわけや。杉本さんが聞きたいのはそれやねや。このままいって、県水をようけとったりしたら水道料金が上がりまんのかと。これが一番肝心なことを聞いてはるわけや。

西口部長。

**西口上下水道部長** 質問の意図としては、受水費が、補正することによって水道料金にはね返るかということ。単年度では当然、これぐらいの補正については吸収できますので、今後ずっとこのような状況が続くと料金にははね返ってくるような状況に変わってくるかとは思いますが。それと、もう一つ、県営水道の値段、今、税抜きで130円です。葛城市の水道の浄水の費用といえますか、自己水でつくった水道の値段といえますのは、今、確かな数字は持っていませんが、予算書にもありますように、給水原価として127円程度が表に出せる数字として出ております。

以上です。

**岡本委員長** わかった。

杉本委員。

**杉本委員** わかりにくいんですけど、どっちを向いても県水より葛城市の水を使った方がいいと思う

んですけれども、年間を通じて県水をこれだけ買うという契約になっているんですよ。それが超えたらまた追加で買う。そのかわり単価は上がらない。単純に考えたら、できるだけ年間で使わん年もあるわけじゃないですか。そこまでいかない年が。できるだけ少ない契約にしたらええのになと素人ながらに思うんですけど、それはできないんですよ。

**岡本委員長** 西口部長。

**西口上下水道部長** 今年度で申しますと、100万トンの契約をしておりました。それで、夏場の水量については約束事がありまして、例えば、もしも年間120万トンの契約をしておれば月平均10万トンになります。夏場の7月、8月、9月につきましては1.4倍の制限がかかっておりまして、ですので14万トンを超えると、それを逆算して、例えば15万トンとれば、それを1.4で割って12を掛けるという形で、当初の契約を変更するような形になります。それが夏場の水量に縛られて100万トンの契約をしているような状況です。わかりにくいですか。

**岡本委員長** もう、そんなややこしいことを言わんでもええねやないかい。もうちょっと部長、簡単に、杉本さん、そんなこと聞いてはらへんねやんか。今はとりあえずこれは影響ないですよということやん、いうたら。今、言うてはるのは、高い水を買わんでも、こっちの安い、安いとか地元の協力した水をようけ使ったらええの違うかと言うてはるわけや。そんな難しい説明するさかい、そんなんみたい、言うてはらへんねや。

杉本委員、もう一遍言うとなはれ。

**杉本委員** 葛城市、大字の方が一生懸命頑張ってやってはって、僕、いろいろ聞いとってよくわからんことが多くて、例えば葛城市、夏場足らん時に県水買います。これはわかるんですけども、逆もあるんじゃないのと思うんですよ。ほかの地域が水が足らんときは葛城市は自分ところで頑張っているみたいなケースはないのかなというのがすごい思うんですよ。ずっとみんな足らんでなくて、葛城市はちゃんと水があるときにほかはないというケースとかもあるんじゃないかなと思って、いろいろ聞きたかったんですけど、本予算でもう一回聞こうかな。とりあえず今の段階ではもう、とりあえず僕は葛城市の大字の方々が頑張ってはるのに、県水をできるだけ利用しやんような方法はないのかなと思って質問させてもらいましたが、また今度聞かせてもらいます。

以上です。

**岡本委員長** ほかに質疑ありませんか。

増田委員。

**増田委員** 聞かせてくださいね。100万トンの予約をしていると。総量は幾らでしたかね。大体、要するに自給率というか、自分のところで賄えるのは何%ぐらいかなと。要するに、県水に頼らんでもいけるのか、いけへんのかという基本的なことを、単一化の問題も含めて今後、いろいろと議会でも、委員会も設置されるとかというふうなのは聞いていますけれども、結局は県に頼らんなん部分、依存せんなん部分が、大小にかかわらずあるのかなと。その度合いが大きくなってきているのか、いやいや、需要量が減ってきて自賄いでほぼいけるような方向になっているのかとか、その辺のところ、聞かせていただけますか、とりあえず。

**岡本委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 水道課の福森です。ただいまの増田委員のご質問にお答えさせていただきます。

県水の受水率につきましては、平成29年度で22.51%、要するに自己水でしたら77.49%になります。平成30年度につきましては、平成29年度の台風により受水率、去年でしたら120万トン受水しておりますので、率としましては26.64%、これが県水受水率。それを引いた分、73.36%が自己水の率になります。今年度の見込み、平成31年度見込みといたしましては、年間の配水量が先ほども大体450万トン前後来ていますので、これで110万トンが県水受水になりますので、率といたしましては24.44%で、自己水の率が75.56%となります。

以上でございます。

**岡本委員長** 西口部長。

**西口上下水道部長** 旧の新庄町と旧の當麻町が合併いたしまして、葛城市の水道事業が今まで続いてきますねけれども、今までからの実績といたしますか、経験から考えますと、どうしてもやっぱり県水は必要となってきております。大体、今、課長申しましたように、2割から3割の間で、県水は必ず必要なような形になっております。

以上です。

**岡本委員長** 増田委員。

**増田委員** わかりました。私は、顔を立ててと言ったら失礼ですけども、県水も利用せなあかんから、自給率は90に近いだけあんねんけれども、100万トンの約束だけとっとかんと、まさかのときに調達できないからという買い方をしてるのか、これだけしかないから、枯渇するからこれだけやと、100万のを引いてしまうともう残りはゼロやねんというのか、いやいや、もっとありまんねんと、実際の自給率は73じゃなしに85も90もあんねんけれども、当初の約束事として100万トン約束しているから100万トン買うてんねんというのか、そのところ、実際のキャパというか自給率というのはどのぐらいあるのかなと。ロスといたらないですよ。ほかしてるというのは変なあれやけれども、必要量以上にまだ余力として原水があるのかどうか、その辺のところは先ほどの数字とちょっと違うと思うので、聞かせていただけますか。

**岡本委員長** 阿古市長。

**阿古市長** どうもありがとうございます。ご心配かけております。先ほど、実は部長の方から答弁した中で、実は渇水時の水が非常に影響するということなんです。どうしても夏場ですと、農業用水としても使うその時期に、葛城市の水として、水道水として使える量が限られるわけでございます。それが、先ほど申し上げておりました年間の県水との契約量に影響がすることなんです。ですから、やはり渇水時に、どのように市民の水の供給といたしますか、それをカバーできるのかという議論と多分、重なってくるんやろうと思いますけれども、その辺をクリアしないと、年間トータルで、いや、どこまで行けますんでということにはなかなか難しい議論になるかと思えます。数字につきましては、予算委員会の席で確かな数字を持ってきますので、今回の補正予算ではこれぐらいの議論で置いていただけたらなと思います。よろしく願いいたします。

**岡本委員長** 増田委員。

**増田委員** わかりました。最低の、一番渇水時の安全パイとしてこのぐらいを予約しとかんと、まさかのときに間に合わんとあかんと。今年はその数字が若干上回って1,400万円の増額になったというふうに解釈をいたしました。また当初予算のところでも質問させていただきます。

**岡本委員長** ほかに質疑ありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 水道については、今年度は本当に皆さん、関心を持って、高まって、これはもうぜひ、市民のために県の取り組みを含めてどういう方向へ行くかというのは議会で決めるので、しっかり審議していくいい機会になるなと思うんですけども、わかりにくいですよ、なかなか水道のことについては、言葉は難しいしあれなので、それで私もそのことでお聞きしたいんですが、4ページ、それから5ページにかかわることなんです、営業外収益のところの長期前受金戻入と、それから5ページの5の営業費用のところですが、5の減価償却費ということで上げてありますけれども、補正でこういう費用が上がってくるのが、私、わかりにくいんです。というのは長期前受金戻入なんていうのはもう、年度の頭で大体もうわかっているものなのかなと思ってしまいうんですよ。どうなのか、その辺がようわからんのです。だから、補正ごとにこういう減価償却費とか出てくるのは何でなのかというのは、会計上の処理の問題についてのことなんですけれども。当初の数字。しかし会計補正予算第2号実施計画というふうになっているので。

これを実際に、そうか、当初の全部、当初のをそのまま載せていると。変わっているところだけを数字で変えているということですか。というのは、要は6ページのところの、ここだけが変わって、これだけが変わって、わかりました。表の見方ひとつとっても違うので申しわけないんですけども、よくわかりました。原水不足による増額のところだけということですね。県水の方は若干高いということで、ふえた分がということだろうと思えますけれども。でもないですか。県水のふえた分が、受水費のふえた分が。そうか。ふえた分が高いとか関係ないですね。ふえた分が実際には費用として出ていくということですね。

先ほどおっしゃった中で、質問なんです、それがそのまま水道料金にはね返らないというのは、内部の営業のさまざまな収益の中で吸収していくので、それを水道料金に反映させないということでの、水道料金には反映しないということですよ。だから、でも実際には単価、水道のそもそもの原価そのものはちょっと上がるか何かということでもいいわけですよ。つまり県水の方が若干原価が高いので、水道料金の原価計算をすると原価は上がるかもわからないけれども、各ご家庭に徴収する水道料金については吸収して上がらないという理解でいいでしょうか。

**岡本委員長** もう、答弁はよろしいか。

**谷原委員** いやいや、私の理解が間違えているんかわからんから。そうであればそうやということで結構なんです。

**岡本委員長** 西口部長。

**西口上下水道部長** 県水の受水がふえることによりまして、原水浄水費という目の金額が上がります。これによって、給水原価、給水原価がこの計算の対象になってきますので、給水原価は確か

に上がりますが、料金は条例改正も必要ですし、ストレートに反映するものではございません。

以上です。

岡本委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

岡本委員長 それでは質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方おられますか。

(「なし」の声あり)

岡本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

岡本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第17号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岡本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第17号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。長時間にわたりまして慎重にご審議賜りまして本当にありがとうございました。ちょっと遅うなりましたけれども、ご了承いただきたいと思います。本当に長時間ありがとうございました。

閉 会 午後5時47分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長

岡本 吉司

予算特別委員会副委員長

松林 謙司